

# 厚木市環境基本計画

第5次厚木市環境基本計画



令和3年3月

厚木市



## 「環境に優しく、自然と共生するまち」の実現に向けて

厚木市は、神奈川県の中東部に位置し、市域の東側に相模川が流れ、西には丹沢山地の美しい山並みが広がる、水と緑豊かな自然に恵まれたまちです。

この美しい自然と住みよい郷土を守るため、本市では、昭和61年に環境基本条例を制定し、具体的な目標を定めた環境基本計画に基づき、様々な環境施策を展開してきました。

平成29年度には、時代とともに変化する環境の課題に対応するべく環境基本条例を刷新しました。第5次となる本計画は、新たな条例のもと初めて策定される計画です。第10次総合計画の環境面の目標である「環境に優しく、自然と共生するまち」を望ましい環境像に掲げ、これを実現するための4つの基本目標を定めました。

また、平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）における17のゴールと本計画に掲げる基本目標との関連を示し、その達成に貢献することとしています。

計画の推進に当たっては、各取組主体がしっかりと連携・協働すること、そして私たち一人ひとりの地道な努力が欠かせません。皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たって貴重な御意見とともに御協力をいただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、意見交換会やパブリックコメントで御意見・御提案をいただきました皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

**厚木市長 小林 常良**



# 目次

はじめに

<b>第1章 私たちの暮らしを支える環境について考えてみましょう</b> .....	1
1 環境をめぐる潮流と今後の方向.....	2
2 市民の環境に関する意識や意向.....	4
3 環境の現状と課題.....	6
4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）.....	10
<b>第2章 厚木市環境基本計画（計画の役割と推進に向けて）</b> .....	13
1 計画の役割と基本理念.....	14
2 計画の推進に向けて.....	16
<b>第3章 計画が目指す望ましい環境像とその実現に向けた取組の方向</b> .....	19
1 望ましい環境像と基本目標.....	20
2 計画で進めていく施策の体系と重点取組.....	22
3 計画の推進.....	25
<b>第4章 計画が進める取組（基本施策・重点取組の展開）</b> .....	27
基本目標Ⅰ <b>持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現</b>	
基本施策Ⅰ-1 気候変動の影響把握と適応の推進.....	28
基本施策Ⅰ-2 エネルギーを有効活用する社会の構築.....	30
重点取組Ⅰ-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進	
重点取組Ⅰ-2-② スマートライフの普及・促進	
基本施策Ⅰ-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進.....	34
重点取組Ⅰ-3-① ごみの減量化・資源化の推進	
基本目標Ⅱ <b>自然と共生した魅力ある都市の実現</b>	
基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及.....	38
重点取組Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発	
基本施策Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生.....	42
重点取組Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用	
基本施策Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出.....	46
重点取組Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出	
基本目標Ⅲ <b>安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現</b>	
基本施策Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進.....	50
重点取組Ⅲ-1-①②③ まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進	
基本施策Ⅲ-2 地域美化の推進.....	54
基本施策Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保.....	55

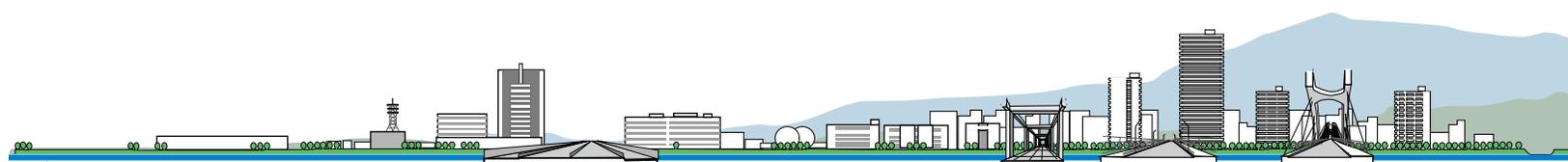
基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ「あつぎエコスタイル」の推進	
基本施策Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進.....	57
重点取組Ⅳ-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供	
基本施策Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施.....	60
重点取組Ⅳ-2-① 『あつぎエコスタイル』づくりの推進	
基本施策Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援 .....	63
重点取組Ⅳ-3-① 環境教育・環境学習の推進	
<b>資料編</b> .....	67

- 1 厚木市環境基本条例
- 2 計画策定の経過、環境審議会委員名簿他
- 3 環境審議会 諮問・答申
- 4 用語の解説

(注) -----  
「専門用語等は、資料編の用語の解説を参照してください。  
なお、解説がある用語は、本文中最初に出てきた箇所に「※」を付与しています。」



第 21 回『あつぎ環境写真展』 市長賞 「豊かな水、みどりの環境と自然の恵み」



# 第 1 章

## 私たちの暮らしを支える環境について 考えてみましょう

- 1 環境をめぐる潮流と今後の方向
- 2 市民の環境に関する意識や意向
- 3 環境の現状と課題
- 4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）

# 1 環境をめぐる潮流と今後の方向

世界では、人口の急増と経済発展に伴う一人当たりの環境負荷<sup>\*</sup>の増加もあいまって、温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出など人間活動に伴う環境負荷が相乗的に増加するとともに、天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招いています。

その結果、地球温暖化を始め、生物種の減少、マイクロプラスチック<sup>\*</sup>等による海洋汚染、難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染などが深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた私たちの健康や生態系への影響が懸念されています。

あわせて、気候変動<sup>\*</sup>による自然災害等の極端な自然現象の増加、環境の変化と影響など、様々なリスク<sup>\*</sup>が増大しています。

また、令和 2 (2020) 年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、世界の人・モノの動きや社会経済活動が大きく制限されるなど、様々な分野に深刻な影響をもたらしています。今後、環境基本計画を進めていくに当たっては、柔軟に対応していく必要があります。

## (1) 持続可能な世界に向けて

持続可能な世界を達成するために、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで令和 12 (2030) 年までの「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そして、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標 (SDGs<sup>\*</sup>)」を掲げました。

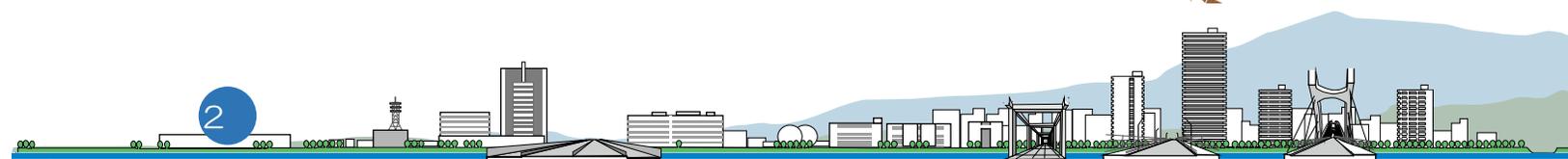
## (2) パリ協定<sup>\*</sup>の推進 (気候変動の緩和と適応に向けて)

従来、気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策 (緩和) が中心でしたが、平成 27 (2015) 年の国連気候変動枠組条約<sup>\*</sup>締約国会議で採択された「パリ協定」では、気温上昇による気候変動の影響は既に現れており、中長期的に避けられない影響に対する対策 (適応) の強化が盛り込まれました。

国では、地球温暖化対策推進法<sup>\*</sup> (改正) と気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出削減対策 (緩和策) と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策 (適応策<sup>\*</sup>) の両面から対策を進めていくこととしました。

## (3) 生物多様性<sup>\*</sup>の保全に向けて

平成 22 (2010) 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が令和 2 (2020) 年度に期限を迎えるため、目標達成状況の評価と次期目標の検討などが、進められています。これらの検討を踏まえ、国では「生物多様性国家戦略」を見直していくこととしています。



#### (4) 健全な水循環※の形成に向けて

水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠になっています。

国では、平成 26（2014）年に「水循環基本法」を施行、翌年「水循環基本計画」を決定し、水循環に関する施策を国及び地方公共団体と連携し、進めていくこととしました。

#### (5) 資源循環（プラスチックごみ、食品ロス※対策）に向けて

海洋に漂流したプラスチックごみによる海洋生物の誤食や負傷、食物連鎖による生態系への影響が懸念されています。我が国は、世界で 2 番目の一人当たりのプラスチック等の容器包装廃棄量があり、また、各国による廃棄物の輸入規制等により、その処理が大きな問題となっています。

国では、平成 30（2018）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R※+Renewable を基本原則に、プラスチック資源循環、海洋プラスチック対策などの重点戦略を展開していくこととしました。



また、日本では、毎年約 600 万トンの食べ物が、食べられるにもかかわらず捨てられていると推計されています。こうした食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

#### (6) 地域循環共生圏※の創造

広域にわたって経済社会活動が行われている現代、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となっています。

国の第五次環境基本計画において、各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の創造を提唱しています。



## 2 市民の環境に関する意識や意向

### (1) 市民の環境保全への取組状況について

新たな環境基本計画の策定に当たり実施したアンケートでは市民・親子・事業者における環境配慮等の取組の普及状況について尋ねました。

家庭でのエネルギー使用や有効利用に向けて

- 多くの市民が節電等の省エネルギー\*対策をいつも心掛けています。
- 公共交通機関の利用や自転車・徒歩での移動への心掛けも普及してきていますが、より一層の普及が重要です。
- 普及が進んでいない住宅用の再生可能エネルギー\*や蓄電地の普及などが、今後の課題となっています。

- 多くの市民がプラスチック製容器包装の分別徹底についていつも心掛けています。
- マイバッグ持参、食べ残しなどの食品ロスを出さないなどへの心掛けも普及してきています。
- 今後、循環型都市の実現に向けて、取組が遅れているリデュース\*・リユース\*の普及と推進が課題となっています。

ごみの減量・資源化に向けて

水資源の保全や快適な生活環境の保全に向けて

- 多くの市民が節水対策をいつも心掛けています。
- 地産地消や住まいの緑化、廃食用油の資源活用などの取組も進められています。
- 今後、一層の普及を始め、取組が遅れている雨水利用の普及が課題となっています。

- 住まい周辺の清掃やまちの美化活動等への参加は進められていますが、自然環境保全やリサイクル\*活動、公園の整備・管理活動などは、一部の市民の活動に依存している状況にあります。
- 環境イベントやキャンペーンなどは、参加したことがある方が少ないため、今後、幅広い市民が楽しみ、参加できる取組や参加機会の充実などが課題となっています。

環境保全活動に向けて

## (2) 市民から見た環境問題や今後の取組の方向について

市の環境保全対策のうち、今後優先して取り組んでいく必要があると思う内容について、市民・親子・事業者に尋ねました。

- 気候変動の影響として、豪雨や災害が特に懸念されています。
- 再生可能エネルギーの普及が効果的と考えています。
- 今後、早急に取り組むべき内容として、気候変動の影響（自然災害、熱中症など）への適応及び再生可能エネルギー活用や省エネ対策などの温暖化の緩和策を優先して取り組んでいく必要があると考えています。

気候変動への適応と地球温暖化対策について

ごみの減量・資源化について

- ごみの減量化・資源化を進めていく上では、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」が特に必要と考えています。
- 今後、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を優先して取り組んでいく必要があると考えています。

- 自然環境や緑・水辺環境については、現在の良好な状況を維持して欲しいとの意見が多くあります。
- 今後、「河川・地下水などの水環境の保全と良好な水辺づくり」や「森林や農地、里地里山※の保全と活用」などの取組を優先すべきと考えています。

自然環境や緑・水辺環境について

生活環境・快適環境の保全について

- 生活環境・快適環境の保全等に係る対策としては、河川・水路の水質保全と空家・空き地の管理が特に必要と考えています。

- 今後、環境学習・環境保全活動を進めていくに当たっては、「子どもの頃からの環境学習」や「地域の環境問題の情報と共有」が特に必要と考えています。

環境学習・環境保全活動について

### 3 環境の現状と課題

#### (1) 社会情勢の変化への対応

令和2(2020)年10月1日現在の市の人口は223,743人(人口速報)です。市の人口総数は、市制施行以来、一貫して増加傾向で推移してきましたが、増加率としては減少傾向にあり、近年では横ばいとなっています。このまま推移すると、今後人口が大きく減少することが見込まれています。また、老年人口の増加による超高齢社会に突入しているほか、核家族化や単身世帯・高齢夫婦世帯の増加など世帯数は増加しています。

厚木市総合計画では、令和14(2032)年の目標人口を22万人とし、さまざまな施策の展開を目指しています。「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、合計特殊出生率の上昇と20・30歳代の定住促進・転出抑制に向け、地域の魅力創造・発信と都市機能・交通環境の充実、働く場の創出・経済活動の活発化、子育て環境の整備、豊かな自然環境と都市機能をいかしたまちづくりを図っていくこととしています。

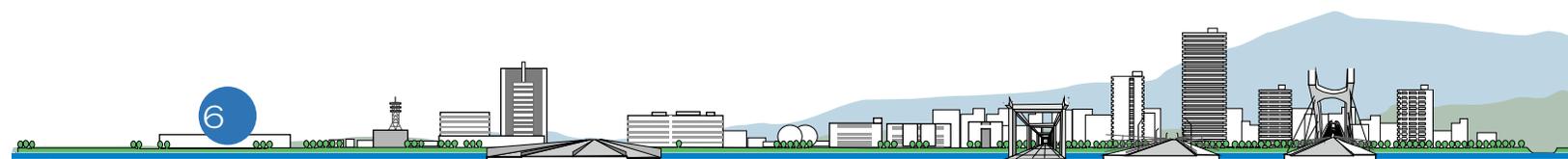
#### (2) 気象と気候変動の影響等

市の平均気温と最高気温は、平成9(1997)年から平成30(2018)年の23年間で、それぞれ1℃以上高くなっています。

横浜地方気象台の「神奈川県 of 21世紀末の気候 地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水の予測」では、現在気候(1980~1999年)と将来気候(2076~2095年)の差を次のように予測しています。

項目	現在気候と将来気候の差(予測)
平均気温	・平均気温は約4℃上昇すると予測。季節別には冬に上昇幅が大きい傾向
日最高気温	・冬に上昇幅が大きい傾向
日最低気温	・秋に上昇幅が大きい傾向
猛暑日	・現在ほとんどみられていない猛暑日が将来約40日増加すると予測
1時間降水量50mm以上の発生	・年間の発生回数や日数は、将来気候において増加すると予測(滝のように降る雨の発生が100年で約2倍に)
無降水日の発生	・年間の回数や日数は、将来気候において増加すると予測

こうした気象変化は、「産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大」、「大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大」が見込まれており、本市でも農林業や水資源、都市インフラへの影響を始め、熱中症の増大や感染症を媒介する生物の生息域の拡大による健康への影響などが考えられています。このため、こうした気候変動による影響の情報を共有し、事前に対策の検討と取組を進めていくことが求められています。

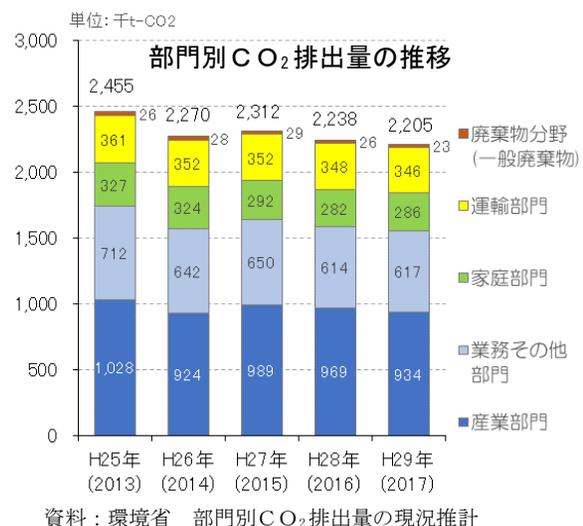


### (3) 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出量削減）の現状等

第4次厚木市環境基本計画では「地球温暖化防止対策」を重点施策として位置付け、平成29（2017）年3月に、市域からの温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に基準年度（平成25（2013）年度）比27%削減、長期目標として令和32（2050）年に80%削減を目指して、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの普及などの取組を進めています。

なお、令和3年2月22日に令和3年度施政方針の中で、市長が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを述べ、ゼロカーボンシティ\*の表明をしました。

市域からの温室効果ガス排出量は、全体として緩やかな減少傾向にあります。平成26（2014）年度以降は横ばい状況で推移しています。平成29（2017）年度のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年度（平成25（2013）年度）比で▲10.2%と減少しています。部門別では、産業部門で▲9.1%、家庭部門▲12.5%、業務その他の部門▲13.3%、運輸部門（自動車）▲3.8%と、各部門とも減少となっています。今後とも、各部門からの排出削減を進めていくことが課題となっています。

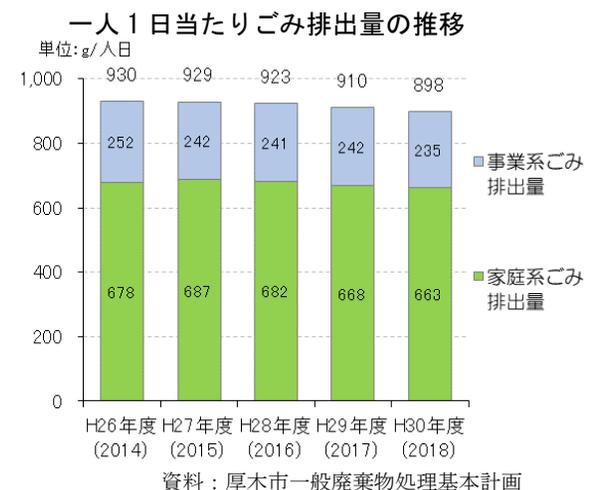


### (4) ごみの減量・資源化の状況

令和元（2019）年度の速報値では、市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は661gと平成14（2002）年度の912gと比べ251g減少するなど、家庭系ごみの減量化率は27.6%、資源化率は34.2%となっており、それぞれ計画の目標値30%と40%に及びません。事業系ごみの減量化目標（30%）は達成していますが、市民一人1日当たりの排出量は、県内19市中2番目に多くなっています。

国の一般廃棄物\*処理実態調査結果では、平成29（2017）年度における本市の市民一人1日当たりのごみ排出量は、全国平均より少ないですが、県平均を上回っています。また、リサイクル率は県平均や全国平均より高くなっています。

循環型社会\*の構築に向けては、資源を大切に、食品ロスの削減やプラスチックごみなどの減量と資源化を一層進めていくなど、地域社会全体でリデュース・リユース・リサイクルの仕組みづくりと資源の有効利用を進めていく必要があります。





令和元（2019）年末の生産緑地<sup>※</sup>地区は 208 箇所、約 26.6ha で、市民農園は、市設置農園（9 箇所）と民間開設農園（4 箇所）があり、土や農業とふれあえる環境を提供しています。

公共交通としては、市南部を走る小田急小田原線の本厚木駅と愛甲石田駅の 2 駅があり、市内全域は、厚木バスセンターや本厚木駅、愛甲石田駅を起終点とするバス路線がカバーしています。市では、路線バスの利用環境の向上に努めています。

鉄道 2 駅の 1 日の平均乗車人員及び降車人員とも緩やかな増加傾向にあります。なお、平成 30（2018）年度の本厚木駅の 1 日当たりの平均乗降車人員は約 15 万 5,000 人です。

市内路線バスは 1 日当たり約 7 万人が利用しています。人口増加に伴い路線数や年間走行距離、輸送人員数は増加してきましたが、ここ数年走行距離・輸送人員数は横ばいから緩やかな減少に転じてきています。

## （7）生活環境の状況

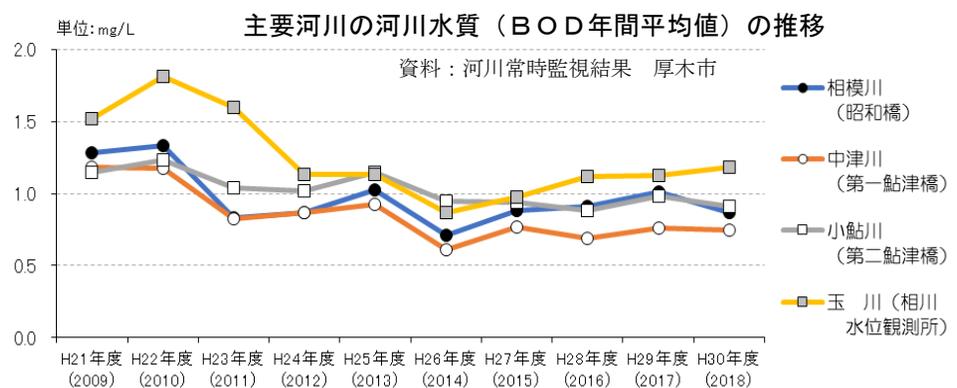
主要河川で実施した水質調査の結果、河川水質の代表的指標である BOD<sup>※</sup>75%水質値では環境基準<sup>※</sup>を達成しています。市内を流れる中小河川や水路の BOD 調査結果では、小鮎川において冬に濃度が高くなる傾向が見受けられます。また、地下水質の調査地点で硝酸性窒素<sup>※</sup>及び亜硝酸性窒素<sup>※</sup>が検出されているほか、一部でトリクロロエチレン<sup>※</sup>及びテトラクロロエチレン<sup>※</sup>で環境基準の超過が見られます。

土壌汚染に係る要措置区域の 3 区域のうち 2 区域が指定を解除されており、形質変更時要届出区域 4 区域のうち一部モニタリング<sup>※</sup>中であった 1 区域について

令和元年（2019）12 月 25 日に指定が解除され、全 4 区域について指定が解除されています。

大気環境は光化学オキシダント<sup>※</sup>を除く項目で環境基準を達成しています。また、道路交通騒音は、幹線交通を担う道路で環境基準を超過する地点が見られます。

公害苦情の受付件数は、平成 24（2012）年度以降の件数は減少していましたが、平成 29（2017）年度は増加しています。



## 4 環境保全等の取組の現状（前計画の進捗状況等）

市では、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）を図っていくために、昭和 61（1986）年 6 月に厚木市環境基本条例を制定し、平成 10（1998）年 10 月に厚木市環境基本計画－第 1 次計画－を策定しました。その後、平成 16（2004）年、平成 21（2009）年及び平成 27（2015）年に改定し、自然環境と人間が共生するまちの実現に向け各種環境施策の展開と推進を図ってきました。また、環境を巡る社会情勢の変化や環境基本計画を着実に推進するため、環境基本条例の見直しを行い、平成 30（2018）年 3 月に新たな「厚木市環境基本条例」を制定しました。

平成 27（2015）年 3 月策定の第 4 次厚木市環境基本計画（以下「前計画」という。）では、「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を環境像とし、その実現に向けた四つの基本目標と基本施策を定め、施策の展開と進行管理を行いました。

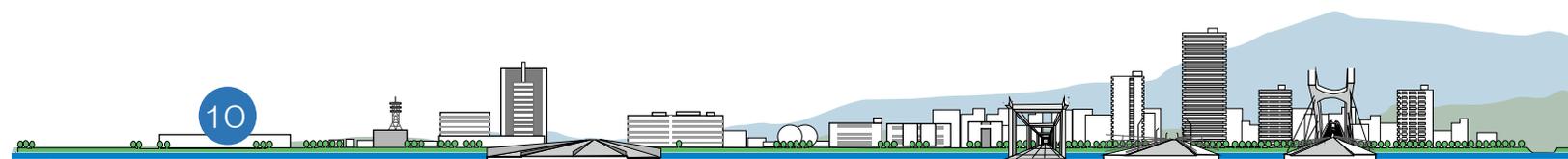
（前計画）第 4 次厚木市環境基本計画の取組の体系

環境像	基本目標	基本施策
みんなで つくる 自然環境と 共生する 元気なまち	基本目標 1 持続可能な地球環境の 実現	基本施策 1 地球温暖化防止・低炭素社会*の実現
		基本施策 2 持続可能な循環型社会の実現
	基本目標 2 生物多様性に配慮した 緑と水辺環境の実現	基本施策 1 自然と共生する社会の実現
		基本施策 2 都市農業・林業をいかした地域産業の実現
		基本施策 3 河川と共生する社会の実現
	基本目標 3 安心・安全で快適な美 しい都市の実現	基本施策 1 豊かな生活環境の実現
		基本施策 2 地域特性をいかした魅力あるまちの実現
		基本施策 3 快適生活空間の実現
	基本目標 4 連携、協働、情報の共 有化による推進	基本施策 1 市民参加・市民協働の推進

前計画では、厚木市総合計画と連携して施策の推進と取組の進行管理を図っていくために、基本目標及び基本施策に指標（33 指標、事業終了の 1 指標を除く。）を、また、基本施策の主な施策項目と重点施策に進行管理指標を設定しています。

令和元（2019）年度までの指標の達成状況では、計画目標値を達成（達成率 100%以上）している指標は 7 指標で、8 割以上の指標が達成率 75%以上となっており、順調に進んでいます。

指標のうち、「朝市・夕焼け市の来場者数」と「イベントやキャンペーンの実施回数」は、天候不良に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で達成率が低くなっています。今後、人が集まる事業については、その実施方法が課題になると考えられます。



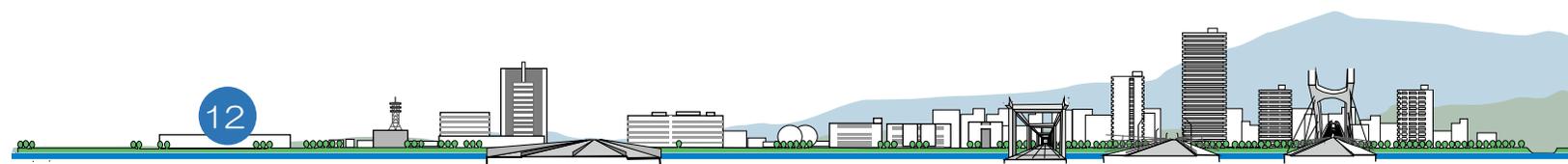
厚木市環境基本計画（前計画）の指標の達成状況

基本施策	指標	達成状況							
<b>基本目標 1 持続可能な地球環境の実現</b>									
基本施策 1 地球温暖化防止低 炭素社会の実現	1 市域の太陽光発電の総出力量(メガワット)	↑							
	2 市内の一般家庭における年間電力消費量削減割合	↑							
	3 「地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの導入等の取組が進んでいる」と思う市民の割合	↗							
基本施策 2 持続可能な循環型 社会の実現	1 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量(※)	↗							
	2 家庭系ごみの減量化率	↗							
	3 事業系ごみの年間総排出量(※)	↑							
	4 事業系ごみの減量化率	↑							
	5 家庭系ごみの資源化量	↗							
	6 家庭系ごみの資源化率	↗							
	7 「資源とごみの分別の取組が進んでいる」と思う市民の割合	↗							
<b>基本目標 2 生物多様性に配慮した緑と水辺環境の実現</b>									
基本施策 1 自然と共生する社 会の実現	1 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動回数	↗							
	2 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動の参加者数	↑							
	3 整備・保全された森林・緑地の面積	↗							
	4 自然とふれあえる場の整備箇所数	↗							
	5 「自然環境の保全と活用が推進されている」と思う市民の割合	↗							
基本施策 2 都市農業・林業を いかした地域産業 の実現	1 有効活用が図られた遊休農地*の面積	↗							
	2 農業体験の参加者	事業終了							
	3 朝市・夕焼け市の来場者数	↗							
	4 間伐材の搬出量	↑							
基本施策 3 河川と共生する社 会の実現	1 多自然川づくり(整備面積)	↗							
	2 親水空間の整備箇所数	↗							
	3 谷戸*水辺再生箇所数	↗							
	4 「河川に親しむ環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 水質汚濁に係る環境基準等達成状況(市内15河川水質調査地点においてBOD(生物化学的酸素要求量)2mg/L以下を満たす割合)	↗							
<b>基本目標 3 安心・安全で快適な美しい都市の実現</b>									
基本施策 1 豊かな生活環境の 実現	1 都市全体の緑地率(都市計画区域面積に対する緑地(施設緑地+地域制緑地)の割合)	↗							
	2 都市緑化の保全活動に参加した団体数	↗							
	3 地域における美化清掃の実施件数	↗							
	4 「身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 「環境美化が推進され、清潔で快適な生活環境が保たれている」と思う市民の割合	↗							
<b>基本目標 4 連携、協働、情報の共有化による推進</b>									
基本施策 1 市民参加・市民協 働の推進	1 イベントやキャンペーンの実施回数	↗							
	2 イベントやキャンペーンの参加者数	↑							
	3 講座・体験学習・施設見学会の参加者数	↗							
	4 環境保全ボランティア活動への市民参加者数	↗							
	5 ホームページ「市民便利帳」:「ごみ・リサイクル」「エネルギー・地球温暖化対策」「環境保全・緑化・公園・河川」のアクセス数	↗							
<b>【凡例】令和元(2019)年度時点での指標等目標値(一部、修正目標値含む)の達成状況</b>									
125%以上	↑	125%未満 100%以上	↗	100%未満 75%以上	↗	75%未満 50%以上	↗	50%未満	↔

(※)達成状況は排出量の削減目標に対する達成率であり、排出量が増加していることを示しているものではありません。



第 22 回『あつぎ環境写真展』 市長賞 「桃の花咲く散歩道」



## 第2章

# 厚木市環境基本計画 (計画の役割と推進に向けて)

- 1 計画の役割と基本理念
- 2 計画の推進に向けて

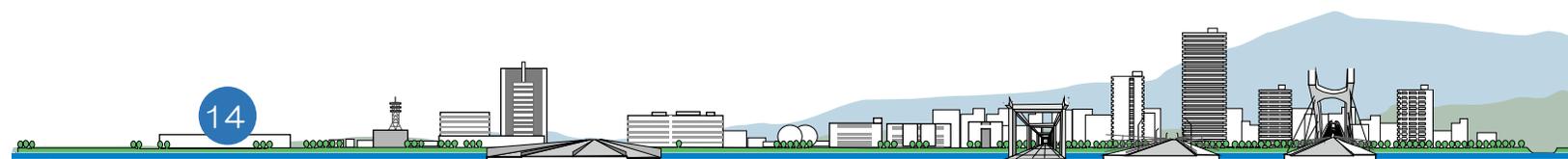
# 1 計画の役割と基本理念

## (1) 計画の役割

厚木市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、平成 30（2018）年 3 月に見直し制定した「厚木市環境基本条例」の第 9 条に位置付けられる環境行政のマスタープランです。

これからの環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に進めていくための基本的な計画で、環境の保全等に関する総合的・長期的な目標及び市が計画的に講ずべき施策等を定めます。

望ましい環境像	市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者、市の各主体が将来イメージを共有し、環境の保全等に取り組むことができるよう本計画が目指す環境の将来像を示します。
基本目標	環境像の実現に向け、国内外の情勢等を踏まえ環境問題への対応や環境の保全等の方向（目標）を示し、その実現に向けて各主体が主体的に、協働により取り組むことができるようにします。
基本施策	基本目標の実現に向け、本計画で市が総合的・計画的に進めていく環境の保全等に関する施策を示します。
重点的・戦略的取組	環境像や基本目標を実現していくために、第 10 次厚木市総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を示し、市民と共有していくことにより本計画への理解を深め、各主体の取組と連携・協働し、効果的に取組を展開していきます。
各主体の取組と連携	
推進と進行管理	基本目標、基本施策及び重点的・戦略的取組を着実に進めていくための指標等を設定し、計画の進捗状況等を明らかにしていくことにより、各主体の理解と取組推進への連携を高めていきます。



## (2) 計画の基本理念

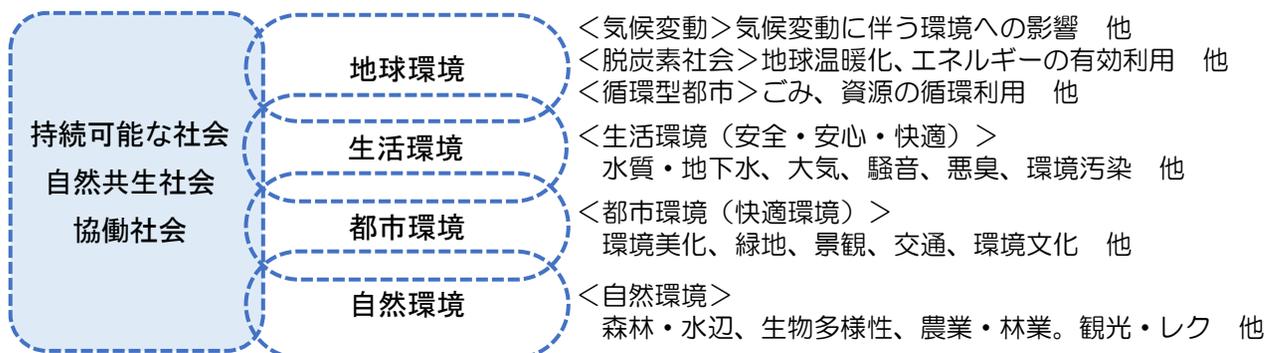
本計画は、「厚木市環境基本条例」に掲げられた環境の保全等についての基本理念を踏まえて策定します。

### 「厚木市環境基本条例」の基本理念

- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料※に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## (3) 計画が対象とする環境

本計画は、身近な生活に係る環境問題から地球規模の環境問題まで、自然環境と共生し、環境への負荷の低減による持続可能な社会※の実現に関わる幅広い環境を対象とします。



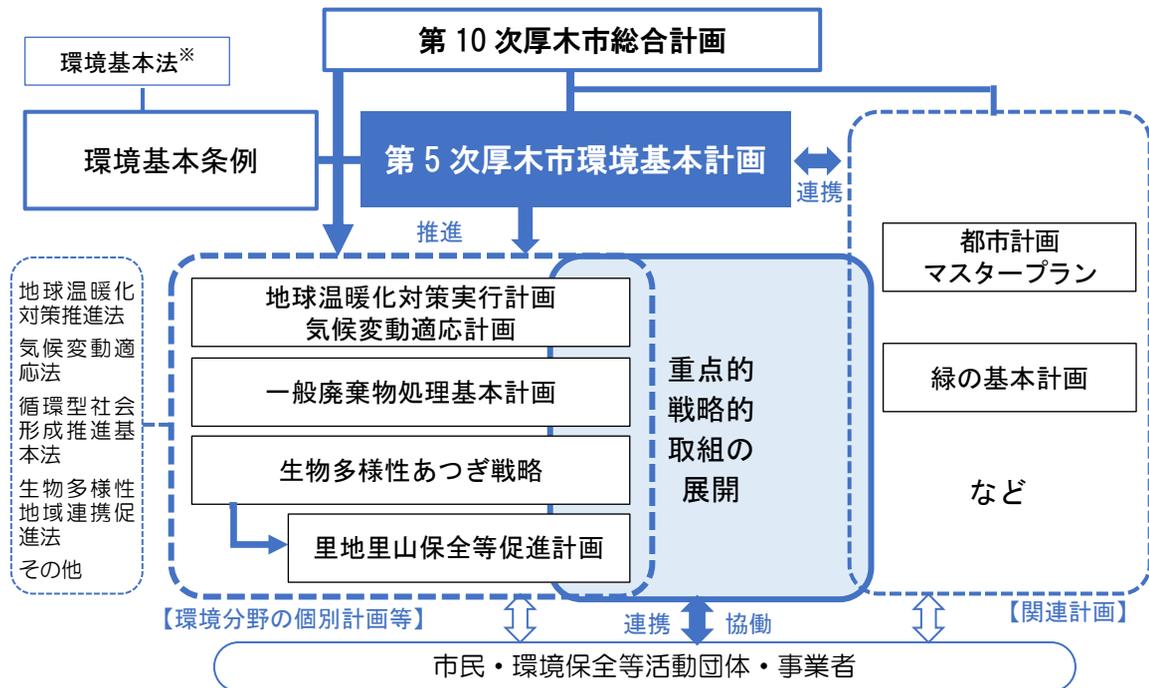
## 2 計画の推進に向けて

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「厚木市環境基本条例」に基づき策定するものであるとともに、第10次厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく総合計画の個別計画でもあります。

また、市域の環境の保全等に関連する施策等について、「厚木市都市計画マスタープラン」などの関連計画と連携を図りながら進めていきます。

本計画は、市の計画ですが、環境像や環境の保全等に係る目標を実現していくためには、市民（滞在者を含む。）・環境保全等活動団体・事業者・市の協働が不可欠です。そのため、環境問題や重点的に進める取組を共有し、各主体の取組と連携を図りながら、効果的な展開を目指していきます。



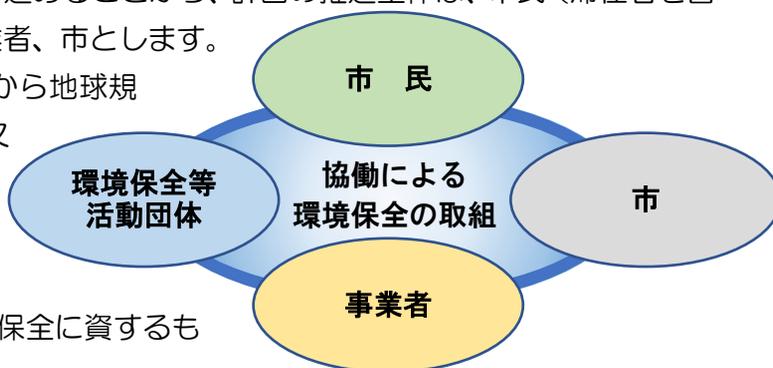
### (2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの6年間の計画期間とします。また、実施計画も6年間の計画期間としますが、中間年度となる3年後を目途に、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 計画の推進主体

本計画は、市民協働を基本として進めることから、計画の推進主体は、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者、市とします。

各推進主体が、地域の環境問題から地球規模の環境問題に留意し、個々に、又は協働で、日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動を積極的に進め、良好な環境を形成していくことにより、地球環境の保全に資するものとします。

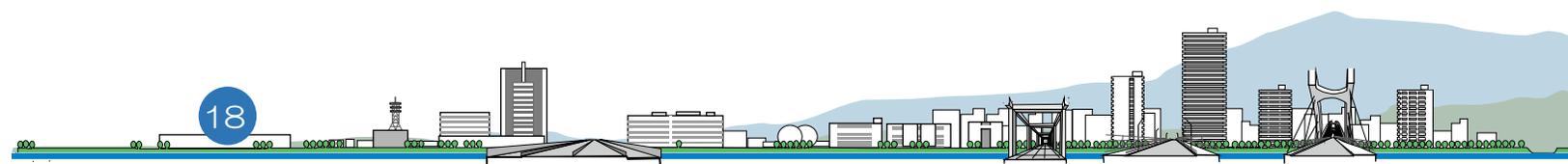


#### 【各推進主体の主な取組の方向】

市民	• 主体的な環境学習の取組	美しい自然環境や快適で健康的な生活環境を守るため、自ら環境について学び、考え、行動します。
	• 地球環境にやさしいライフスタイル <sup>*</sup> の確立	環境への負荷を低減し、無駄のない環境に優しいライフスタイルを確立します。
	• 豊かな緑と美しい川の保全と創造	市民の参加や協働を必要とする活動に積極的に参加し、自らの手であつぎの美しい自然環境を守ります。
環境保全等活動団体	• 活動の輪の拡大	環境に配慮した活動を進めるとともに、活動内容を発信し、他団体・地域と連携し、活動の輪を広げます。
	• 環境学習等の推進	活動内容を踏まえた環境学習や体験学習、イベントの実施など、団体が持つ知識を広く伝える機会をつくります。
	• 市との連携	市と情報を共有し、自然環境と生活環境を保全、創造するための取組を更に推進します。
事業者	• 地球環境にやさしい事業活動の推進	地球環境や地域の環境にかかる負荷を最小限とするための取組を実践します。
	• 快適な地域環境の保全と創造	地域の一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加や主体的な環境保全活動を実践します。
	• 情報の提供と共有	実践している環境への取組紹介、技術や知識をいかした環境イベント開催など、市民への情報提供と共有を進めます。
市	• 情報の提供	積極的な情報提供に努め、各推進主体の参加や協働を促進します。
	• 各主体との連携	各推進主体と連携、協働し、環境情報や取組を共有することで、効果的な施策の展開を図ります。
	• 調査・研究の取組	情報の収集、分析、調査、研究に取り組み、将来を視野に入れた施策を立案し、実施します。
	• 環境への負荷を最小限にとどめる事業の実施	事業実施に際し、各推進主体と情報を共有し、環境配慮指針や関連計画等を踏まえ、環境への負荷を最小限にします。



第 22 回『あつぎ環境写真展』 佳作 「春色のトンネル」



## 第 3 章

# 計画が目指す望ましい環境像と その実現に向けた取組の方向

- 1 望ましい環境像と基本目標
- 2 計画で進めていく施策の体系と重点取組
- 3 計画の推進

# 1 望ましい環境像と基本目標

## (1) 望ましい環境像

「望ましい環境像」は、本計画が目指す環境の将来像で、各推進主体と将来のイメージを共有し、その実現に向けて共に考え、環境の保全等に取り組んでいくために定めます。

前計画では、望ましい環境像『みんなでつくる 自然環境と共生する 元気なまち』を掲げていました。

第10次厚木市総合計画では、将来都市像『自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』を掲げ、その実現に向け、六つの分野におけるまちづくりビジョンを定めています。

本計画では、前計画での環境像の視点を継承していくとともに、今後、総合計画と一体となった施策の展開を、市民にも分かりやすく進めていくため、上位計画である総合計画の環境分野におけるまちづくりビジョン『環境に優しく、自然と共生するまち』を、望ましい環境像として設定します。

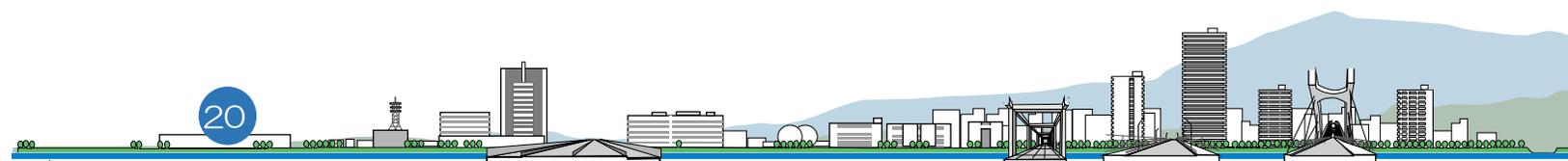
望ましい環境像

**環境に優しく、自然と共生するまち**

## (2) 環境像の実現に向けた基本目標

望ましい環境を実現するため、第10次厚木市総合計画及び前計画の継続性、環境に関する社会情勢等を踏まえ、次の四つの視点で基本目標を設定します。また、持続可能な開発目標（SDGs）との関係を示し、SDGsの理念に沿った取組を進め、その達成に貢献していくものとします。

基本目標	主な環境分野
基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会 <sup>*</sup> の推進・循環型都市の実現	地球環境 脱炭素社会、循環型都市
基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現	自然環境、都市環境 農林業、緑・水辺、生物等
基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現	生活環境 安心・安全、健康
基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル <sup>*</sup> 』の推進	環境学習、環境保全活動 協働社会



## 基本目標Ⅰ

### 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現



気候変動への適応を進めるとともに、地球温暖化の緩和や資源の循環利用など、地球環境にも地域環境にも優しい暮らしやまちづくりを進め、持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現を目指します。

## 基本目標Ⅱ

### 自然と共生した魅力ある都市の実現



恵み豊かな里地里山や相模川などの水辺の自然と、様々な生物とのふれあいが楽しめ、暮らしたくなるまちづくりを進めます。また、豊かな自然とのふれあいや恵みを将来世代に継承できるよう、みんなで守り育てていく、自然と共生した魅力ある都市の実現を目指します。

## 基本目標Ⅲ

### 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現



良質な空気や水・土を守り、育てていくとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄などが無い清潔で美しいまちづくりを進め、市民が健康で、安心・安全に暮らせる快適な環境を確保します。

## 基本目標Ⅳ

### 環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進



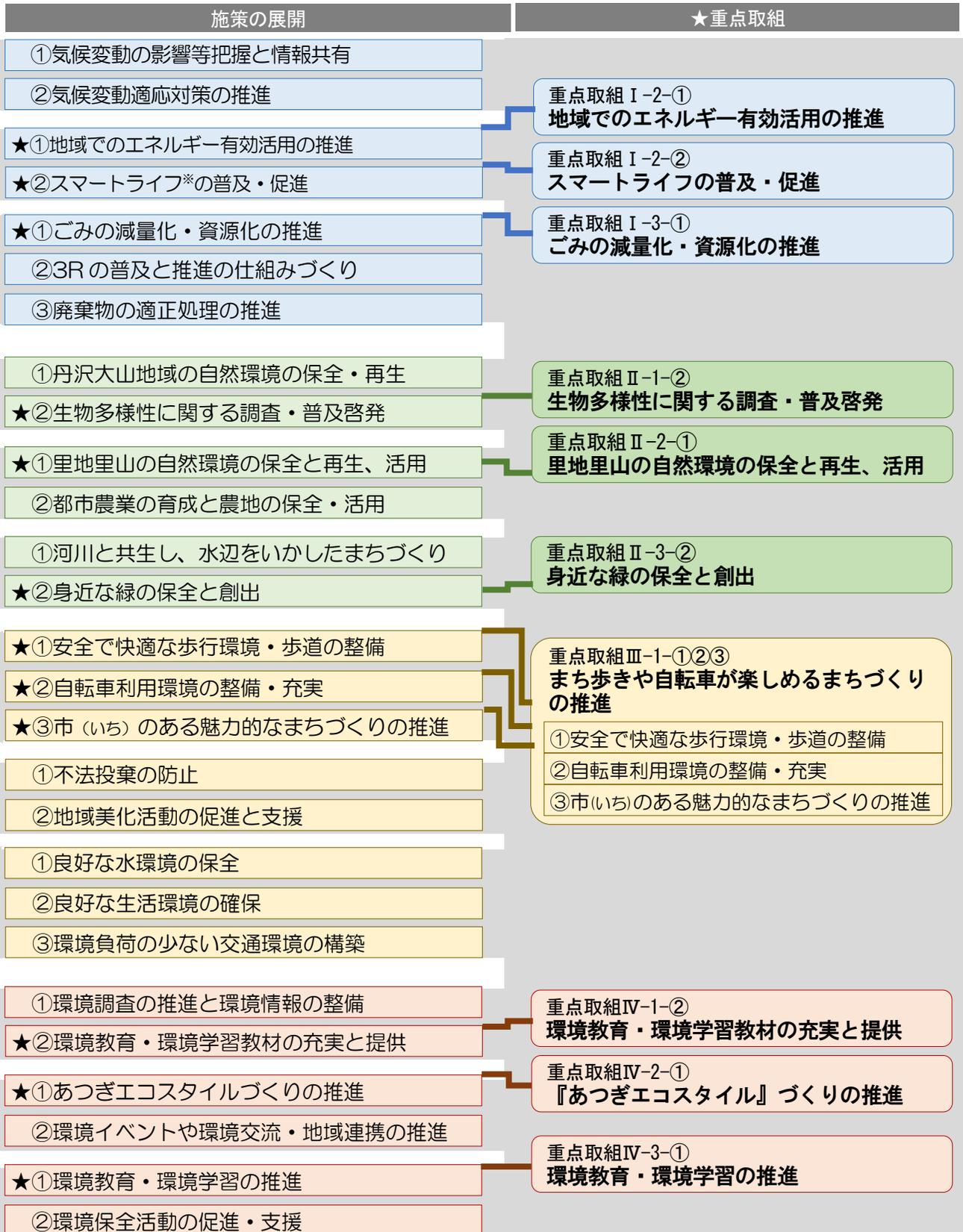
里地里山や相模川などの水辺、身近な緑や歴史文化、地域の産業などの多彩な環境資源をいかし、ふれあいを楽しむ・つくる『あつぎエコスタイル』づくりを進めます。  
また、環境教育・環境学習を進め、みんなが、暮らしと環境との関わりを学び・考え、行動する、人にも環境にも優しい社会をつくれます。

## 2 計画で進めていく施策の体系と重点取組

### (1) 施策の体系



本計画が目指す望ましい環境像と基本目標の実現に向け、「厚木市環境基本条例」及び第10次厚木市総合計画との整合を図り、環境に係る社会情勢の変化や市民の意向に柔軟に対応しつつ、基本施策や重点的・戦略的取組（以下「重点取組」という。）を進めていきます。



★は重点取組として、指標を定めて取組を進めるものです。

## (2) 基本施策の展開

前項の施策の体系は、本計画が掲げる環境像及び基本目標を実現していくための基本施策及び施策の展開方向を体系的に示しています。

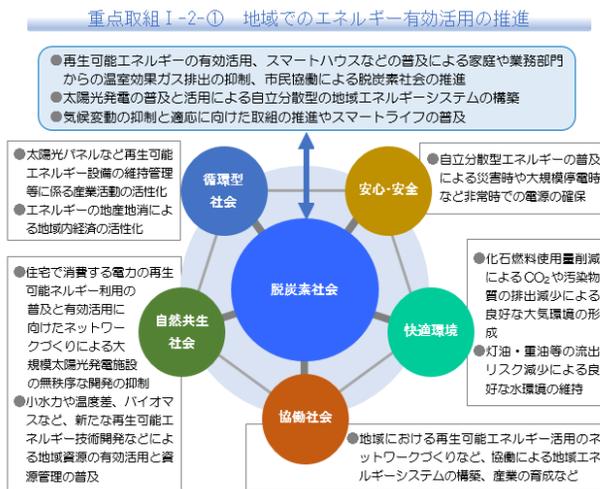
施策の展開に当たっては、第10次厚木市総合計画との整合と関連計画と連携を図り、関連するSDGsの理念に沿った取組を、総合的、計画的に進めていきます。

## (3) 重点取組の推進

本計画は、市民、環境保全等活動団体、事業者と共有し、効果的に進めていくために重点取組を定めています。

重点取組は、第10次厚木市総合計画との整合性、市民の意向、環境分野の個別計画の方向性を考慮しながら、取組の効果が多方面に波及するものを選定しています。

なお、重点取組については、各主体の役割や取組内容を示すとともに、指標を定めることで取組内容の進行管理を進め、効果的な展開を目指しています。



⇒ 次章では、重点取組の波及効果を左図の様に表しています。

中心の円に関する重点取組を行うことで、周りの五角形に配置されたそれぞれの分野でも見込まれる効果を記載しています。

### 3 計画の推進

#### (1) 計画の推進

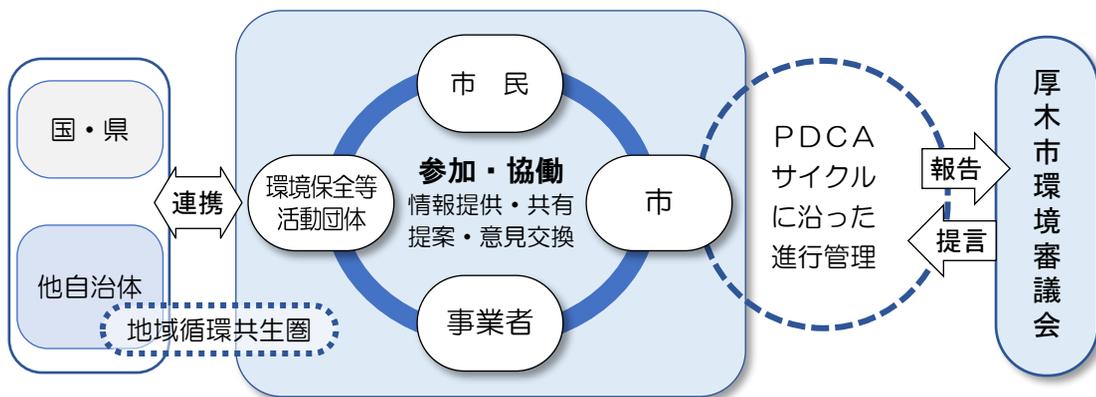
本計画は、第10次厚木市総合計画を支える環境面の個別計画としての役割を有しています。そのため、総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を定め、総合計画と一体となって取組を進めていきます。

本計画では、総合計画と連携して、本計画が進める取組の推進と進行管理を図っていくための指標等を定め、その達成状況や取組の進捗状況を毎年度明らかにし、必要に応じて取組内容の見直し等を行っていきます。

#### (2) 計画の着実な推進に向け

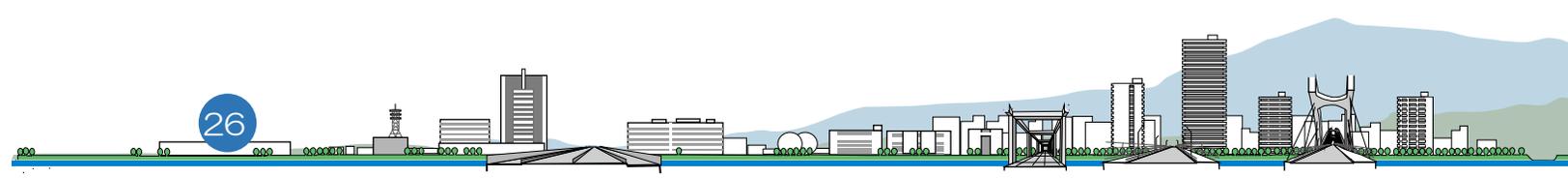
本計画では、市民、環境保全等活動団体、事業者、市が推進主体となり、個々に、又は協働で取り組んでいきます。施策や事業の実施に当たっては、これらの推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のネットワークを構築しながら計画の推進を図っていきます。

なお、取組実績について、厚木市環境審議会が点検・評価を行い、提言を行うことで、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います。





第21回『あつぎ環境写真展』 入 選 「ぼくの通学路」



## 第4章

### 計画が進める取組

#### 基本施策・重点取組の展開

- 基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現
- 基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現
- 基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現
- 基本目標Ⅳ 環境を考え・楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進

基本施策 I-1 気候変動の影響把握と適応の推進

取組の方向

今後、避けることができない地球温暖化（気候変動）が地域社会に及ぼす影響について調査や情報の共有を行い、気候変動の影響に適応（回避や軽減）できるよう日々の暮らしや活動、まちづくりにおいて対応を進めていくことにより、安心・安全に暮らせる社会をつくります。

主要計画 厚木市地球温暖化対策実行計画（厚木市気候変動適応計画）

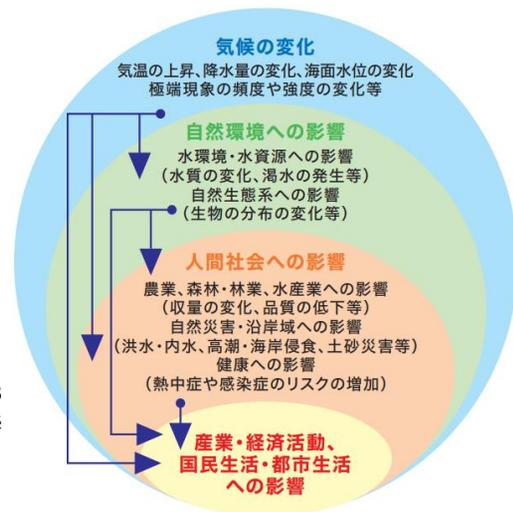
【現状と課題】

- ・ 今日、地球温暖化が一因とされる気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や豪雨災害による脅威が多発しています。
- ・ 気候変動・地球温暖化対策に向けた気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に、今後避けられない影響に対する対策への強化が示されました。
- ・ 国では、気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出抑制の緩和策と、影響による被害の回避・軽減などの適応策の両面から進めていくことになりました。
- ・ 本市でも、気候変動による気温上昇による、豪雨災害など極端な気象現象を始め、熱中症や感染症媒介生物の生息域拡大などによる健康への影響、農作物や自然環境への影響などが懸念されます。

【アンケート結果】

- ・ 本計画策定に当たって令和元（2019）年に実施した環境に関するアンケート（以下「環境に関するアンケート」という。）では、今後、市が優先すべき項目として、7割以上の市民が「気候変動への影響（自然災害、熱中症など）への適応」を選んでいました。
- ・ 気候変動の影響として「豪雨など極端な気象現象の多発」や「台風などによる災害」が特に懸念されています。

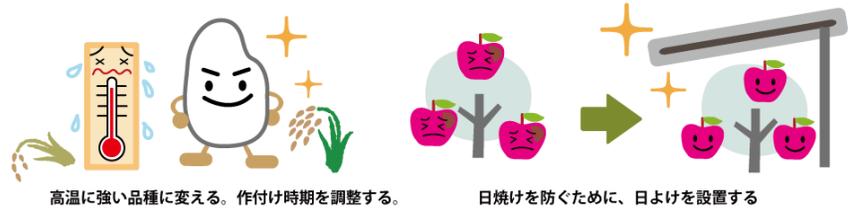
気候変動から産業・経済活動、国民生活・都市生活への影響の流れ  
 気候変動観測・予測及び影響評価レポート 2018  
 ～日本の気候変動とその影響  
 環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁より



**【施策の展開】**

<b>I-1-① 気候変動の影響等把握と情報共有</b>
地域における気候変動の影響と考えられる事象について調査や情報の共有を行い、みんなで気候変動の影響への適応の在り方を考えていきます。
<p><b>考えられる取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における気候変動の影響と考えられる事象や事例の収集、調査の実施</li> <li>・ 神奈川県気候変動適応センターとの連携</li> <li>・ 気候変動の影響に関する情報の整備など情報の共有化の推進</li> </ul>
<b>I-1-② 気候変動適応対策の推進</b>
気候変動への適応を進める体制整備と、適応策の取組を総合的・計画的に進めます。
<p><b>考えられる取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動適応策の推進に向けた体制の整備</li> <li>・ 市内における気候変動への適応に向けた取組、対応策などを把握</li> <li>・ 気候変動適応に関する計画的な取組の策定による適応策の推進</li> </ul>

気候変動適応の例1  
食を守るための「適応」



気候変動適応の例2  
気象災害から守るための「適応」



こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。

気候変動適応の例3  
健康を守るための「適応」



A-PLAT (気候変動適応情報プラットフォーム) 国立研究開発法人 国立環境研究所より

基本施策Ⅰ-2 エネルギーを有効活用する社会の構築

取組の方向

省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用など、スマートライフが楽しめる暮らしやまちづくりを進め、エネルギーが有効に活用され、地球温暖化防止にも貢献できる環境に優しい脱炭素社会を目指します。

主要計画	厚木市地球温暖化対策実行計画
------	----------------

【現状と課題】

- ・ パリ協定における日本の約束草案「令和 12（2030）年の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 26%削減」と長期的目標としての「令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」の達成が求められています。
- ・ 約束草案の実現に向け、令和 12（2030）年度までに再生可能エネルギーによる発電量を総発電量比 22～24%に高めていく必要があります。
- ・ 今後、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）\*の期間満了を迎える住宅用太陽光発電（卒 FIT\*）が増加するなど、発電された余剰電力の有効活用を図っていく必要があります。
- ・ 気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や水害などが多発しており、今後、大規模災害や停電時における地域電源の確保が重要になっています。
- ・ 本市から排出される温室効果ガスの約 40%を、家庭や業務など民生部門からの排出が占めています。このため、家庭や事業所での省エネルギー対策を始め、再生可能エネルギー活用の推進などを一層進めていく必要があります。
- ・ 令和 2（2020）年度に菅首相は、所信表明演説の中で、我が国は、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル\*、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、「地球温暖化対策（再生可能エネルギーの活用など）の推進」と「地球温暖化対策（省エネ対策、エコライフなど）の推進」を 7 割以上の市民が選んでいます。
- ・ 温室効果ガス排出抑制で特に効果的と思う取組として「再生可能エネルギーの普及」を最も多い 5 割弱の市民が選び、次いで「省エネ行動の促進」「温暖化による危機の理解促進」「森林整備や緑化」を 3 割弱の市民が選んでいます。

### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市内温室効果ガス削減率 （平成25年度比）	10.2% （平成29年度）	➡	18%
② 市域の太陽光発電の発電容量	32.7MW （令和元年度）	➡	45MW
③ 市民アンケートの数値『再生可能エネルギーの普及が進んでいると思う市民の割合』	22.6% （令和元年度）	➡	40%
④ 市民アンケートの数値『省エネの取組が進んでいると思う市民の割合』	23.8% （令和元年度）	➡	60%
⑤ 市民アンケートの数値『地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合』	76.2% （令和元年度）	➡	90%

### 【施策の展開】

#### I-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進 【重点取組】

家庭での創エネ・省エネ・蓄エネ設備の設置支援など再生可能エネルギーの普及により、地域における自立分散型エネルギー※システムを構築し、脱炭素型のまちづくりを進めます。

##### 考えられる取組

- ・自立分散型エネルギーとしての再生可能エネルギー活用と卒FIT電源の活用の検討
- ・住宅用太陽光発電や蓄電池等スマートハウス導入奨励金による普及促進
- ・電気自動車（EV）の導入促進
- ・ソーラーシェアリング※の普及・促進

#### I-2-② スマートライフの普及・促進 【重点取組】

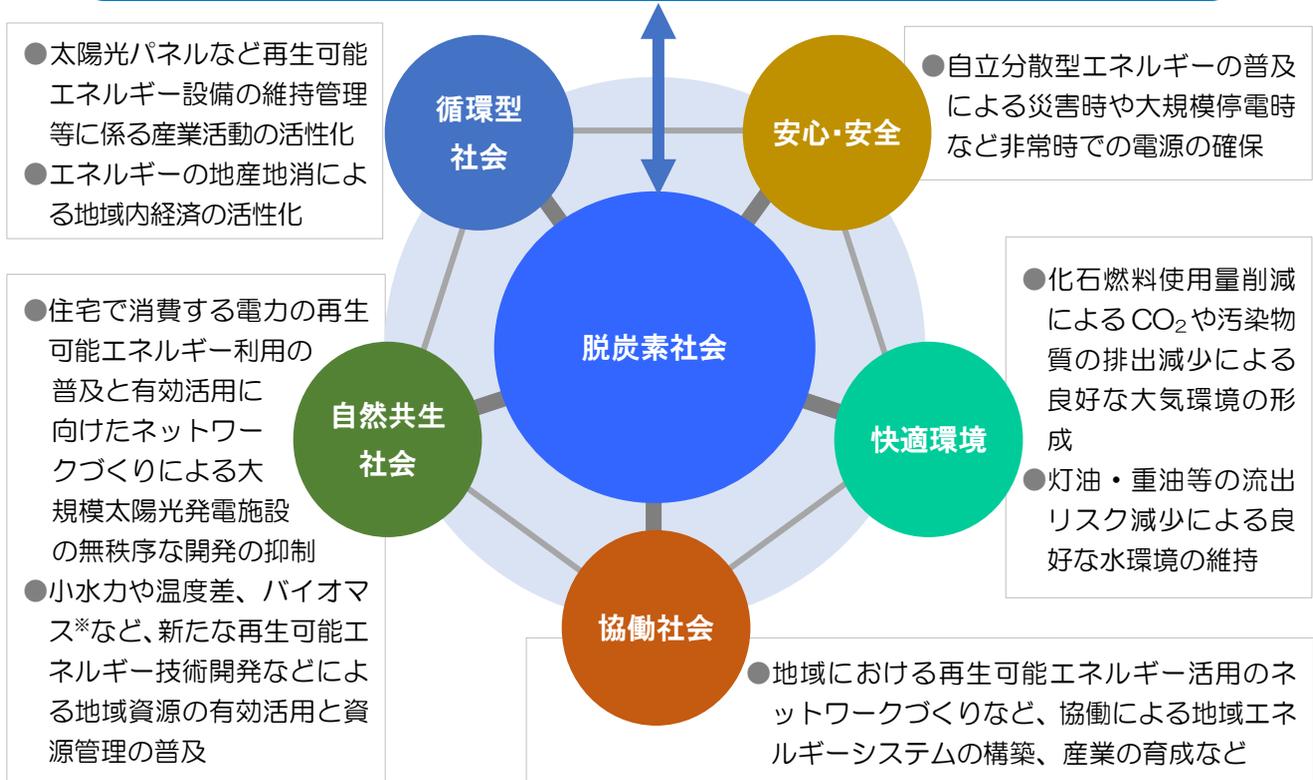
生活や事業活動におけるエネルギー有効利用に向けた国民運動 COOL CHOICE※の普及啓発と、地域の特性に応じたスマートライフづくりと発信を進め、温室効果ガスの排出抑制など、環境に優しいまちづくりを進めます。

##### 考えられる取組

- ・省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発
- ・地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案など、環境に優しい『あつぎエコスタイルづくり』の推進

## 重点取組 1-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進

- 再生可能エネルギーの有効活用、スマートハウスなどの普及による家庭や業務部門からの温室効果ガス排出の抑制、市民協働による脱炭素社会の推進
- 太陽光発電の普及と活用による自立分散型の地域エネルギーシステムの構築
- 気候変動の抑制と適応に向けた取組の推進やスマートライフの普及

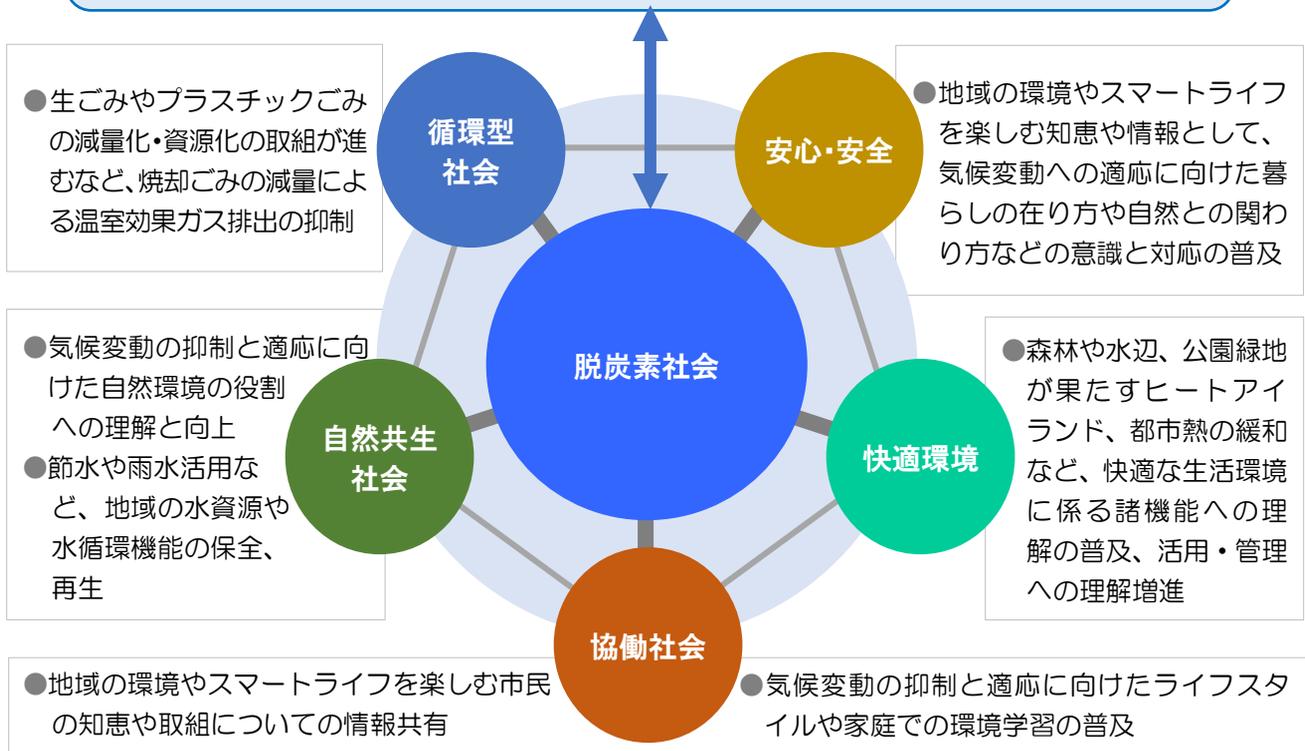


### 各主体の取組

市民	①太陽光発電などの再生可能エネルギー及び蓄電システムの積極的な活用（導入等） ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③エネルギーの地産地消への参加協力
環境保全等活動団体	①講座等を活用した再生可能エネルギーやエネルギー有効利用の知識等の提供 ②再生可能エネルギー活用ネットワークづくりなど、各推進主体と連携した活動の推進
事業者	①再生可能エネルギー、蓄電システムの活用、自立分散型エネルギーの積極的導入等 ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③各推進主体と連携した活動への積極的な参加協力
市	①再生可能エネルギー・蓄電システムなどゼロエネルギーシステムの普及促進 ②再生可能エネルギーやエネルギー有効利用に関する環境学習講座の推進、情報提供 ③公共施設への再生可能エネルギー、省エネ機器、蓄電システム等の積極的な導入 ④公用車への積極的EV*の導入と再生可能エネルギーとの連携 ⑤各推進主体と連携した活動の推進と支援

## 重点取組 1-2-② スマートライフの普及・促進

- 地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案、発信
- COOL CHOICE などスマートライフの普及と「あつぎエコスタイル」の形成
- 温室効果ガス排出の抑制、市民協働による脱炭素社会の推進



### 各主体の取組

市 民	①地球温暖化や気候変動の影響について知る、学ぶ、家族で話し合う ②省エネルギーやエネルギー有効活用に関する情報の収集、講座への参加 ③COOL CHOICE、緑のカーテン*、節水・雨水活用などスマートライフの実践 ④地域の環境やスマートライフを楽しむ知恵や情報、実践結果の情報提供、発信
環境保全等 活動団体	①講座等を活用した省エネルギーやエネルギー有効利用の知識・情報等の提供 ②スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力、普及啓発
事 業 者	①事業所での COOL CHOICE、周辺緑化など省エネ対策や行動の積極的な実践 ②市民等の COOL CHOICE やスマートライフを支える製品・サービスの提供 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力
市	①省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発 ②地球温暖化や気候変動の影響、エネルギー有効活用に関する情報提供、講座の開催 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりの普及啓発と推進

基本施策Ⅰ-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進

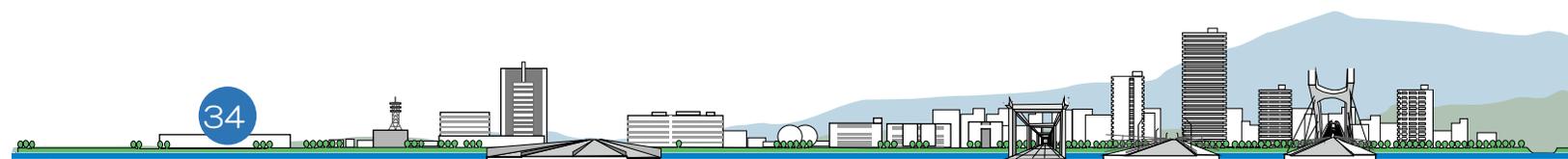
取組の方向

市民・事業者・市が連携して3Rの普及、プラスチックごみ削減や食品ロス対策などの循環型都市の実現に向けた取組を進めていくとともに、家庭や事業所からのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化・資源化を進めます。

主要計画 厚木市一般廃棄物処理基本計画、厚木市災害廃棄物処理計画

【現状と課題】

- ・ 私たちの暮らしや事業活動において、使うことや食べることができるのに、ごみとして捨てられ、処分されてしまう物や食品が数多く、かつ、膨大な量となっています。
- ・ プラスチックごみの海洋への流出、蓄積による生態系への影響が深刻になっています。環境省では「プラスチックスマート<sup>\*</sup>」キャンペーンを実施し、海洋プラスチック問題への総合的な取組を進めていくこととしています。
- ・ 我が国では食料自給率が低く、輸入に依存している反面、廃棄される食料が多く、食品ロス対策を一層進め、廃棄される食料を削減していくことが重要な課題です。
- ・ 本市のごみの総排出量は、平成14（2002）年度より3割近く減少しましたが、近年は減少率が横ばいとなっています。ごみ総排出量の約4分の3が家庭系ごみです。
- ・ 令和元（2019）年度の速報値では、市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は661g、家庭系ごみの減量化率27.6%、資源化率34.2%で、それぞれ年々向上していますが、令和2（2020）年度目標の632g、30%と40%に達していません。更なるごみの減量・資源化が課題となっています。
- ・ 今後、食品ロスの削減を始め、「もえるごみ」の大半を占める生ごみの更なる減量と資源化を進めていく必要があります。
- ・ 「もえるごみ」への混入率が高い、「雑がみ」や「せん定枝」、「プラスチック製容器包装」の分別徹底による資源化を進めていく必要があります。
- ・ 事業系ごみの排出量は、令和2（2020）年度の目標である30%削減を達成しました。しかし、市民一人1日当たりの事業系ごみ排出量は236gで、県平均182gを上回っており、県内19市中2番目に多い状況となっています。
- ・ 事業系ごみの減量化・資源化では、複数の大規模事業所がゼロ・ウェイスト<sup>\*</sup>を達成する一方、大規模小売店舗や医療福祉施設などの多量排出事業者が多いといった課題があります。



## 【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、7割以上の市民が、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を選んでいます。
- ・ ごみの減量化・資源化に効果的と思う取組として、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」をともに5割近くの市民が選んでいます。

## 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市民一人1日当たりの家庭系ごみの減量化率（平成14年度比）	43.3% （令和元年度）	➡	50%
② 家庭系ごみの資源化率	34.3% （令和元年度）	➡	40%
③ 事業系ごみの減量化率（平成14年度比）	30.1% （令和元年度）	➡	50%
④ 市民アンケートの数値『ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合』	57.3% （令和元年度）	➡	80%

## ごみ減量・資源化のキーワードは3つのRと3つのキリ

### 3つのR

**R**educe (リデュース:減らす)

出てくるごみをできるだけ減らしてね!

レジ袋をもらわずにエコバッグでお買い物

過剰包装は断る

量り売りで必要量だけお買い物

使い捨て商品はできるだけ使わない

**R**euse (リユース:再使用)

使える物は繰り返し使ってね!

詰め替え商品の積極的な利用

修理できるものは修理して使う

フリーマーケット

まだ使える!フリーマーケットやリサイクルショップの活用

**R**ecycle (リサイクル:再生利用)

資源として再生利用できるように分別してね!

ペットボトル パック

分別ルールをきちんと守る

お店の店頭回収の利用

### 3つのキリ

**使いキリ**

食材は必要な量だけ買って、使い切ってね!

冷蔵庫をチェック!

買いすぎない

アレンジして使い切る

**食べキリ**

食べ物を大切に!残さず食べてね!

必要な量だけ作って残さず食べる

世界の中には満足に食べられない人々もたくさんいます

**水キリ**

生ごみの80%は水分だよ!しっかり水キリをしてからもえるごみに出してね!

捨てる前にひと絞り!

野菜くずはできるだけぬらすに...

10%

一歩進んで...乾燥させて!

「資源とごみの出し方」マナーや注意点 厚木市より

## 【施策の展開】

### I-3-① ごみの減量化・資源化の推進 【重点取組】

家庭や事業所でのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化と資源化を進め、循環型都市を構築します。

#### 考えられる取組

- ・食品ロス対策の推進  
（フードバンク\*などの取組促進）
- ・分別の徹底による資源化の推進
- ・3つのキリによる生ごみの減量
- ・事業者の排出者責任の遵守徹底

### I-3-② 3Rの普及と推進の仕組みづくり

3Rの普及やフリーマーケット\*など3Rの仕組みづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・3Rの普及と促進
- ・フリーマーケットなどのリユースの推進
- ・プラごみ削減のための普及啓発

### I-3-③ 廃棄物の適正処理の推進

ごみの効率的な収集方法と安定的な処理体制を確立し、循環型都市づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化などによる家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討
- ・新たなごみ中間処理施設の整備の推進、災害廃棄物一時保管場所の確保など安定的な処理体制の確立



令和元年度ごみ減量リサイクルポスター

◀市長賞



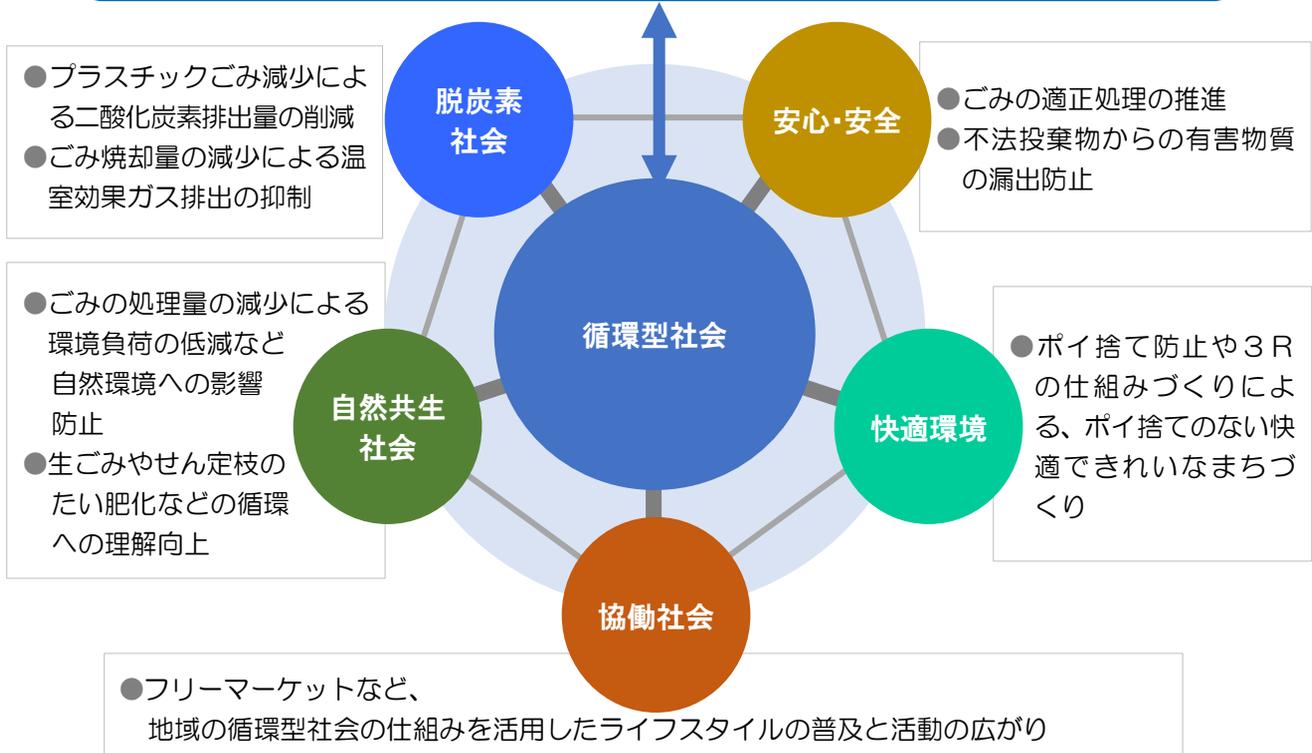
▲会長賞

▶教育長賞▶



## 重点取組 1-3-① ごみの減量化・資源化の推進

- 資源を大切にすることを意識の啓発
- 家庭ごみの減量化・資源化の向上、“Go ごみニマムシティ<sup>※</sup>”の普及と推進
- ごみの減量化によるごみ処理経費の削減



### 各主体の取組

市 民	①ごみ排出の当事者としての自覚と責任の保持、資源を大切にすることを意識したライフスタイルの確立 ②食品の計画的な購入と消費など、食品残渣の削減、食品ロス対策の推進 ③不用品交換など再使用（リユース）の推進（フリーマーケット等の活用など） ④資源とごみの正しい分別の徹底、排出ルールの遵守と協力
環境保全等活動団体	①ごみの減量化・資源化の啓発活動の推進 ②市民・事業者・市と連携した積極的な活動の推進 ③3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題に係る環境学習や講座の実施と協力
事業者	①排出事業者の処理責任に基づいた資源とごみの正しい分別と適正処理の遵守 ②事業活動に伴うごみの減量・資源化、食品ロスやプラスチックごみ対策の推進 ③再生資源の積極的な活用、ごみになり難い製品の開発と提供
市	①一般廃棄物処理基本計画など、ごみ減量化・資源化の適正な施策の実施 ②市民・環境保全等活動団体・事業者への的確な情報提供と協力要請 ③3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題への意識啓発や環境学習、講座の開催支援 ④市民・環境保全等活動団体・事業者の3R活動の促進と活動支援（助言、協力） ⑤市民への適正分別・分別マナーの意識啓発 ⑥事業者への講習会等の実施、適正排出指導などの実施

### 基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及

#### 取組の方向

丹沢山地から相模川までの、変化に富む自然環境における生物多様性の役割や、豊かな恵みへの理解を深めるとともに、保全への取組を進めることで、自然と共生するまちづくりの推進に努めます。

主要計画	生物多様性あつぎ戦略、元気な森づくり整備計画など
------	--------------------------

#### 【現状と課題】

- ・ 市西部の丹沢山地や中津山地は、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園を始め、県立七沢森林公園、飯山白山森林公園を中心とした森林が広がり、溪流など河川の源流となっています。
- ・ 山地から相模川沿岸や市街地との間に広がる里地里山には、谷戸や河川などの水の流れと、森林や農地などの緑からなる多様な自然環境を形成しています。
- ・ 本市は、大山などの山地から山麓地、丘陵地、河岸段丘の斜面緑地※、谷戸や河川の水辺、相模川右岸に至る変化に富んだ地形からなります。標高差 1,232m に及ぶ変化に富んだ自然環境が形成され、希少動植物を始め、多様な生物の生育生息地となっているほか、市民や来訪者が自然に親しみ、学ぶことができる空間となっています。
- ・ 近年、特定外来生物の生育生息地の拡大を始め、二ホンジカによる林床植生の消失など森林被害、イノシシ等による農地や農作物被害、農林地の利用の低下による荒廃化など、良好な自然環境や生態系の保全に様々な影響を及ぼしてきています。
- ・ 市では、平成 25（2013）年 3 月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定し、豊かな自然やその恵みを将来に継承していくことを目標としました。
- ・ 市内の希少動植物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を目的に、令和 2（2020）年度に「厚木市版レッドデータブック※」を作成し、その活用を図っていくこととしました。

#### 【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートでは、今後、市が優先して取り組むべき内容として、6 割近くの市民が「生物多様性の保全、特定外来種※防除、希少種保護対策の推進」を選っており、生物多様性への関心も高いと考えられます。

### 【取組を進めていくための指標】

指 標		現状値・基準値		目標（令和8年度）
①	生物多様性あつぎ戦略の啓発事業への参加者数	900人 （令和元年度）	➡	1,300人
②	市民アンケートの数値『生物多様性の普及や保全が進んでいると思う市民の割合』	18.7% （令和元年度）	➡	45%

### 【参考】生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。



供給サービス  
（例：食料）



調整サービス  
（例：花粉媒介）



生息・生育地サービス  
（例：生息環境）



文化的サービス  
（例：レクリエーション）

- 食料  
（例：魚、肉、果物、きのこ）
- 水  
（例：飲用、灌漑用、冷却用）
- 原材料  
（例：繊維、木材、燃料、飼料、肥料、鉱物）
- 遺伝資源  
（例：農作物の品種改良、医薬品開発）
- 薬用資源  
（例：薬、化粧品、染料、実験動物）
- 観賞資源  
（例：工芸品、観賞植物、ペット動物、ファッション）

- 大気質調整  
（例：ヒートアイランド緩和、微粒塵・化学物質などの捕捉）
- 気候調整  
（例：炭素固定、植生が降雨量に与える影響）
- 局所災害の緩和  
（例：暴風と洪水による被害の緩和）
- 水量調整  
（例：排水、灌漑、干ばつ防止）
- 水質浄化
- 土壌浸食の抑制
- 地力（土壌肥沃度）の維持（土壌形成を含む）
- 花粉媒介
- 生物学的コントロール  
（例：種子の散布、病害虫のコントロール）

- 生息・生育環境の提供
- 遺伝的多様性の維持  
（特に遺伝子プールの保護）

- 自然景観の保全
- レクリエーションや観光の場と機会
- 文化、芸術、デザインへのインスピレーション
- 神秘的体験
- 科学や教育に関する知識

（出典）生物多様性と生態系サービス

環境省自然保護局より

## 【施策の展開】

### Ⅱ-1-① 丹沢大山地域の自然環境の保全・再生

丹沢山地や中津山地の豊かな森林や生物多様性の保全を進め、多面的機能\*の発揮に向けた取組を推進します。また、貴重な自然とのふれあいを楽しみ、学ぶ機会を充実します。

#### 考えられる取組

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、飯山白山森林公園等の自然環境の保全、自然とのふれあう機会の充実
- ・国県や近隣市町村との連携による自然環境保全活動、二ホンジカなどの適正管理と森林の育成管理の推進
- ・登山道等の整備と登山マナー等の普及啓発

### Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発 【重点取組】

「生物多様性あつぎ戦略」や「厚木市里地里山保全等促進計画」の普及啓発や取組の推進、「厚木市版レッドデータブック」を活用した環境学習の教材の整備、情報の発信などを進め、生物多様性の保全に向けた取組を促進します。

#### 考えられる取組

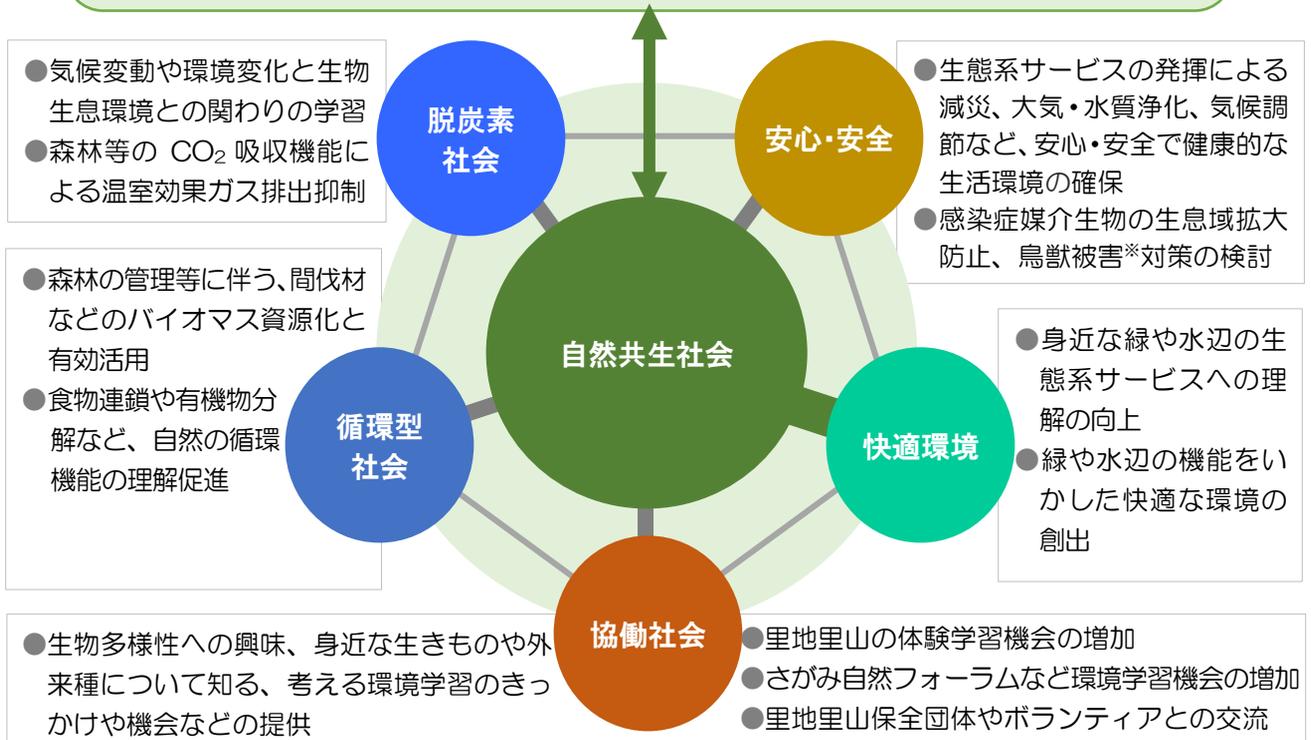
- ・「生物多様性あつぎ戦略」の普及啓発の充実
- ・生きもの観察情報の発信など、生物多様性の保全への理解の促進を図る取組（「厚木市版レッドデータブック」を活用した自然観察や環境学習の促進など）
- ・さがみ自然フォーラムや環境エコツアー\*など生物多様性の普及啓発に向けたイベントの実施
- ・生物多様性に関する調査や観察、情報整備の実施
- ・特定外来生物の駆除活動など、外来種\*への対策の推進



さがみ自然フォーラムの様子

## 重点取組 II-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発

- 厚木市版レッドデータブックや生物調査・観察結果などを活用した自然・生きもの観察ガイドの作成、情報発信による生物多様性への理解の促進
- 生態系サービスへの理解と保全、活用の普及
- 希少動植物への理解と生息・生育環境の保全、特定外来生物への理解と対策の普及
- 生きものと暮らしとの関わりの理解の醸成、環境教育・環境学習の普及



### 各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然・生きもの観察ガイドを活用し、地域の自然や生物多様性の役割を考える</li> <li>② 環境保全等活動団体や市が開催する環境学習や自然観察会などに参加</li> <li>③ 自然・生きもの観察ガイドを活用し、見つけた生物を調べ、情報を提供する</li> </ul>
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性や生態系サービスに関する講座の開催と普及</li> <li>② 生物調査の実施、自然・生きもの観察ガイドの作成と協力の実施</li> <li>③ 自然・生きもの観察ガイドを活用した環境学習や自然観察会の開催</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域や環境保全等活動団体、市が行う自然調査や自然観察会への協力</li> <li>② 地域の生物多様性や生態系サービスをいかした事業活動の推進</li> <li>③ 地域の自然や生物多様性保全に配慮した事業活動の推進</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性あつぎ戦略及び厚木市版レッドデータブックの普及啓発</li> <li>② 自然・生きもの観察ガイドの作成と情報の発信</li> <li>③ 自然環境や生物多様性の保全及び保全活動の推進と活動支援</li> <li>④ 生物多様性に関する調査、観察、情報整備の実施</li> </ul>

### 基本施策Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生

#### 取組の方向

里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう、市及び土地所有者、活動団体、市民等の協働により里地里山の保全や再生、活用を進めます。

#### 主要計画

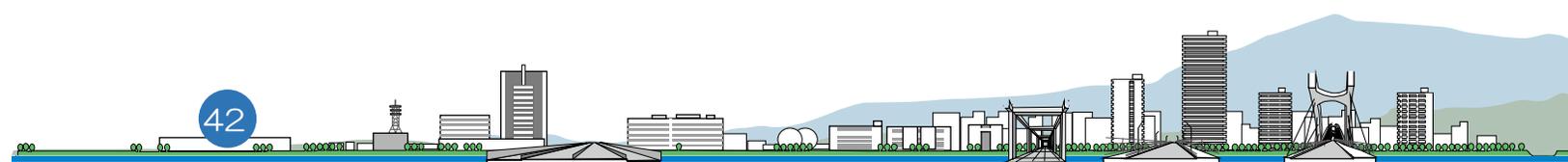
厚木市里地里山保全等促進計画、生物多様性あつぎ戦略、厚木市都市農業振興計画、元気な森づくり整備計画など

#### 【現状と課題】

- ・ 里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域で、市内では玉川地域、荻野地域や小鮎地域などに良好な状態で引き継がれてきています。
- ・ 良好な環境を守り育ててきた農林業の衰退、里地里山の利用の低下、農林業者の生活の変化や高齢化などにより、里地里山の維持管理が困難になってきました。
- ・ 市では、里地里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的に、平成 14（2002）年度から七沢地区と荻野地区で「里山マルチライブプラン」を実施し、地域の活動団体と市民ボランティアなどが協働し、里地里山が持つ多面的な機能（生物多様性の保全、良好な景観、自然体験の場など）が発揮できるよう取組を進めてきました。
- ・ 平成 25（2013）年 3 月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定し、生物多様性がもたらす恵みや里地里山の豊かな自然を将来に継承していくことを目標としました。また、同年 12 月に、市民等との協働による里地里山の保全や活用を通じて、里地里山が持つ多面的機能を発揮し、その恵みを市民が将来にわたって享受できることを目的に「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。
- ・ 平成 27（2015）年に「厚木市里地里山保全等促進計画」を策定し、市民等とともに里地里山の新たな協働利用を進めながら、保全や活用を図っています（令和 2（2020）年度末改定）。

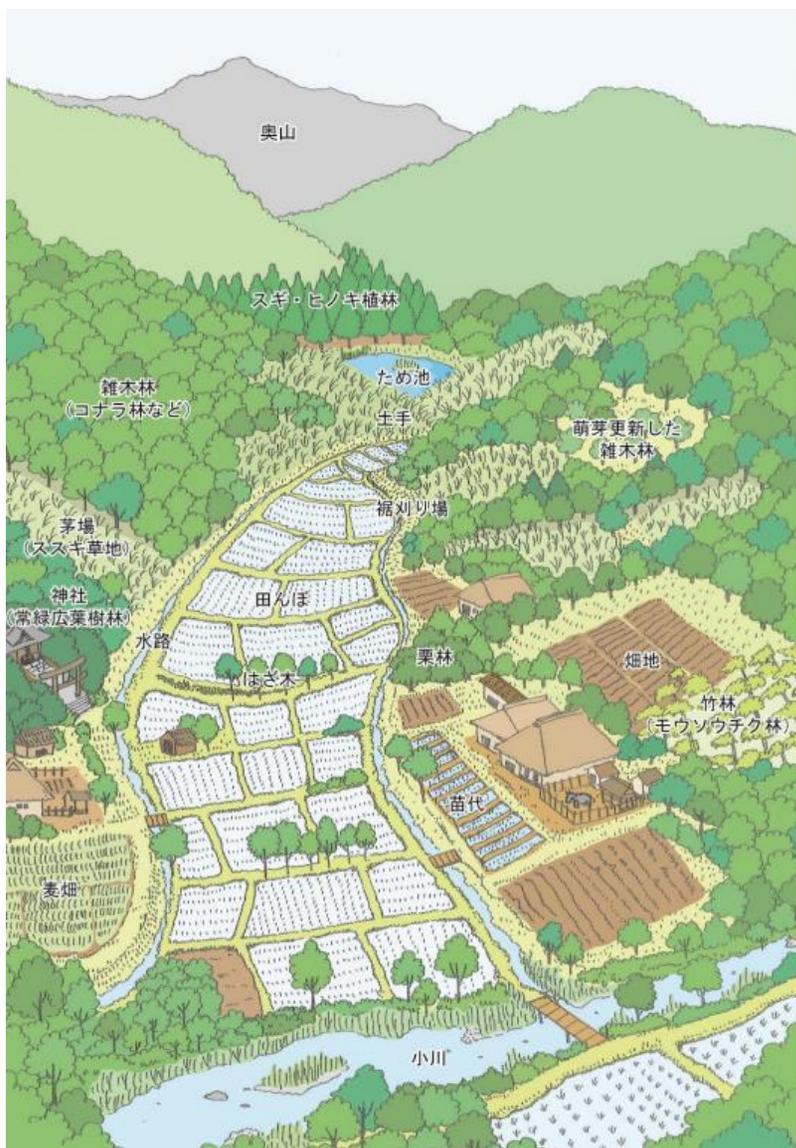
#### 【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートでは、今後、市が優先して取り組むべき内容として、6 割以上の市民が「森林や農地、里地里山の保全と活用」を選んでいます。また、自然環境や身近な生きもの、緑や水辺において、「森林や樹林地の荒廃」が特に課題として考えており、次いで「耕作放棄地の増加」「外来種・特定外来種問題」が課題と考えています。



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 里地里山保全等活動協定地面積	6.0ha （令和元年度）	➡	6.5ha
② 市民アンケートの数値『里地里山の保全や活用が進んでいると思う市民の割合』	23.4% （令和元年度）	➡	50%



里地里山のイメージ（昭和初期頃） 厚木市里地里山保全等促進計画  
 出典：養父志乃夫「自然生態修復工学入門－荒廃した里山を蘇らせる－」  
 （2002年5月 農山漁村文化協会）の図 1-1 より作成



七沢里山づくりの会



NPO法人里山ネット・あつぎ



荻野三つ沢の里山を守る会

## 【施策の展開】

### Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用 【重点取組】

里地里山の森林や農地、水辺など、自然が果たしている水源涵養<sup>かんよう</sup>※や災害防止、生きものの生息環境の提供、自然体験の場などの多面的な機能が発揮できるよう、里地里山の多様な活用を進めつつ、森林や農地、水辺の自然環境の保全や再生、活用を進めます。

#### 考えられる取組

- ・里地里山の特性をいかした体験学習の推進やエコツーリズム<sup>\*</sup>の検討など、新たな価値の再発見
- ・里地里山保全活動の推進、保全ボランティアの育成と活動支援
- ・適切な森林の整備と管理による二酸化炭素吸収、生物多様性の保全、水源涵養<sup>かんよう</sup>や災害防止、良好な景観や自然体験の場など、多面的な機能の発揮
- ・地元産材の活用促進、林産物の地産地消の推進、鳥獣被害対策の推進など

### Ⅱ-2-② 都市農業の育成と農地の保全・活用

農地は、農作物の生産と供給など都市農業としての役割を始め、水源涵養<sup>かんよう</sup>や保水・遊水機能、身近な生きものの生息の場、緑豊かな景観、自然との共生文化とのふれあい、オープンスペースとしての防災機能など多面的な機能を果たしています。都市農業としての育成と農地の保全・活用を進め、多面的な機能が発揮できるようにします。

#### 考えられる取組

- ・農林地の保全と活用、新規就農者支援、農地の流動化<sup>\*</sup>
- ・あつぎブランド農産物の育成、朝市・夕焼け市などによる農産物の地産地消の推進
- ・市街化区域内農地は、緑地機能や防災機能のオープンスペースとして活用
- ・市民農園の運営や体験型農園の推進



飯山農楽校



みどり清流のふるさと創造委員会



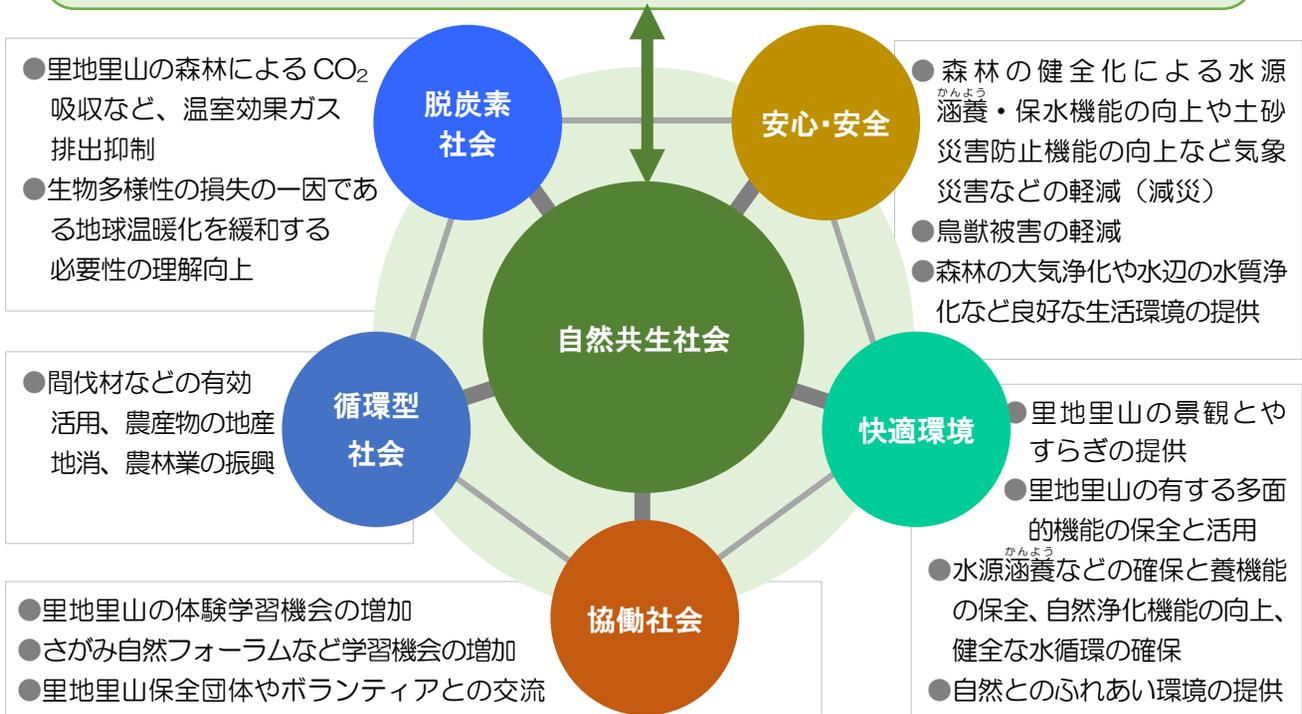
特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト



特定非営利活動法人グリーン成長桜

## 重点取組 II-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用

- 里地里山の保全・再生など保全活動の推進、自然とのふれあいを楽しむ活動の普及
- 里地里山の保全や活用による多面的機能の発揮など、多様な生物の生育生息環境の確保
- 雨水の保水や貯留、水源涵養の保全、自然浄化機能の向上など健全な水循環の確保
- 里地里山の自然との共生の知恵などの発見と暮らしの中での活用



### 各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里地里山地域に出掛け、散策するなど、里地里山の自然とのふれあいを楽しむ</li> <li>② 環境保全等活動団体や市が開催する環境学習や自然観察会などに参加</li> <li>③ 里地里山の森や水辺づくり、特定外来生物駆除などの保全活動への参加と協力</li> <li>④ 地元産材や農産物の活用、里地里山の楽しみ方などの情報の提供や発信</li> </ul>
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里地里山の自然や多面的機能に関する環境学習や体験学習、エコツアーなどの実施</li> <li>② 里地里山の保全活動の実施（森林づくり、水辺づくり、ピオトープ*づくりなど）</li> <li>③ 市民・他の環境保全等活動団体・事業者・市・研究機関との積極的な連携と活動推進</li> <li>④ 里地里山の保全活動の情報発信</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里地里山の自然や多面的機能の保全への理解と従業員への周知</li> <li>② 里地里山の保全活動への参加、協力、地元農林産物の活用など地産地消への協力</li> <li>③ 事業活動に伴う生物多様性や水環境への影響のモニタリング実施</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里地里山の自然や多面的機能の普及啓発、環境学習や体験学習の推進と支援</li> <li>② 市民・環境保全等活動団体・事業者・研究機関との連携による保全活動等の推進</li> <li>③ 地元産材や農林産物の地産地消、里地里山を楽しむための情報発信</li> <li>④ 森づくり、水辺づくり、生物多様性の保全など、里地里山の多面的機能の発揮</li> <li>⑤ 希少動植物の生息生育環境の保全、特定外来生物駆除対策の推進</li> </ul>

### 基本施策Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出

#### 取組の方向

地域の雨水保水や水源涵養機能の向上など健全な水循環を形成します。また、緑や水辺の生物生息環境を保全・再生・創出し、身近な緑や水辺が暮らしや環境保全に果たしている諸機能をいかし、河川と共生したまちづくりを進めます。

また、身近な緑と水辺との多様なふれあいを楽しむ機会づくりを進め、自然と共生した環境の形成を目指します。

主要計画	厚木市緑の基本計画、厚木市都市計画マスタープラン
------	--------------------------

#### 【現状と課題】

- 東端には相模川が流れ、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の5河川が市街地を貫流し市域を分断する形で相模川へ放射状に合流し、昔から、様々な恩恵を受けています。
- 健全な水循環の形成に向けて、河川の水源となっている谷戸水辺再生事業を始め、多自然川づくり事業などを進めてきました。
- 市街地や住宅地の周辺には、段丘や里山の斜面緑地、大きな公園緑地、河川敷や河川沿いの緑が連続するなど、日常生活の身近な所に緑や水辺などの自然環境があります。
- 大規模な公園は、都市基幹公園であるぼうさいの丘公園、荻野運動公園などのほか、広域公園の県立七沢森林公園、都市緑地のあつぎつつじの丘公園、愛名緑地、小町緑地が整備されています。
- 街区公園の整備は進んでいますが、誘致圏を満たしていない範囲が多く、市街地での用地取得が難しく整備が進んでいない近隣公園や地区公園の整備が課題となっています。
- 人口一人当たりの公園整備面積は、令和2年（2020）年3月31日現在で、市全域内で8.15m<sup>2</sup>/人、市街化区域内で6.64m<sup>2</sup>/人となっています。
- こうした公園緑地の整備のほか、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」による公共施設、街路などの緑化、民間施設の緑化や屋上緑化\*など、地球温暖化の抑制や身近な生きものとのふれあい、快適なまちなみの保全・創出を進めています。
- 緑を守る事業として、自然環境保護地区やふるさとの森、斜面緑地保存地区、野生動物保護地区、保護樹林、保護樹木、保存生垣を指定し、守る活動を奨励しています。
- 今後、こうした多様な緑の保全・活用・整備を進め、水辺の自然とのネットワーク化を進めていくことにより、市民が身近な緑と水辺との多様なふれあいが楽しめる、自然と共生した魅力ある都市づくりを進めていくことが重要になっています。

### 【アンケート結果】

- 環境に関する親子アンケートでは、「守り・残していきたい環境（場所）」として、各地区とも、河川沿い公園や水辺、身近な公園、桜並木、社寺の祭りなどが、数多く上げられており、身近な緑や水辺が重要と考えられています。また、市民満足度調査における「河川環境」の項目については、満足度と重要度が高く、身近な河川環境に対する意識が高いです。

### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 都市全体の緑地率	32.9% （令和元年度）	➡	33.2%
② 都市緑化の保全活動に参加した団体数	65 団体 （令和元年度）	➡	72 団体



三田せせらぎの小道



中津川（一級河川）



相模川（一級河川）

## 【施策の展開】

### Ⅱ-3-① 河川と共生し、水辺をいかしたまちづくり

地域の雨水保水や水源涵養機能<sup>かんよう</sup>の向上、谷戸や水辺の再生など、良好な水循環を保全・確保します。また、河川など水辺の生物生息環境の保全・再生、ふれあいの向上など、多彩で豊かなふれあいが楽しめる水辺環境を創り、河川と共生した暮らしづくりを進めます。

また、身近な緑や水辺が果たしている諸機能をいかし、水辺の散策などができる親しみやすい水辺環境づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・多自然型河川整備など、水辺の生物生息環境の保全と再生
- ・生態系に配慮した河川敷と護岸部の改修
- ・水辺の散策路や親水環境の整備と管理の推進
- ・河川敷の外来種対策
- ・相模川クリーンキャンペーンなど、河川等水辺の環境美化の推進

### Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出 【重点取組】

市街地や住まい周辺の緑を守り、育み、創出し、緑が暮らしの中で果たしている役割をいかして、緑豊かで快適な生活や産業活動が進められる都市環境を形成します。

#### 考えられる取組

- ・保存樹林や社寺林<sup>\*</sup>、生垣など、指定制度による緑の保全の推進
- ・公園や緑地、緑道などの整備と管理、避難場所の機能を担う公園緑地の整備
- ・公共施設の緑化、屋上緑化や壁面緑化<sup>\*</sup>、緑のカーテンなど都市緑化の推進



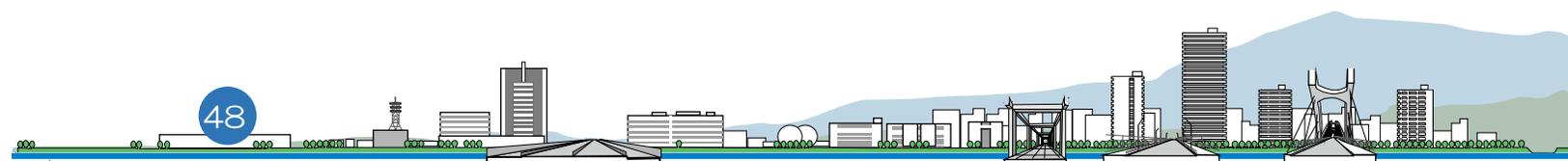
保護樹木



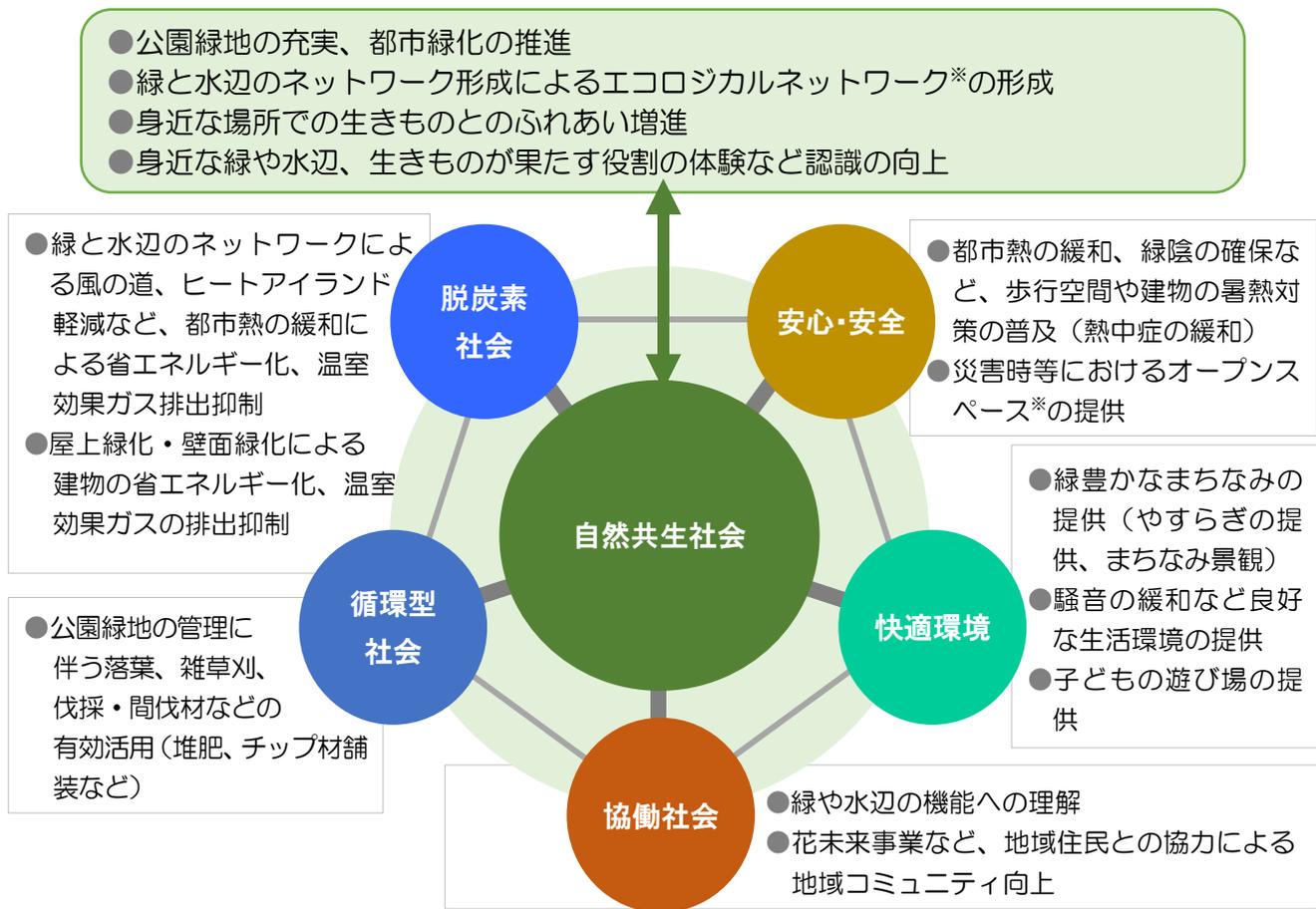
ローズガーデン



ぼうさいの丘公園



## 重点取組 II-3-② 身近な緑の保全と創出



### 各主体の取組

市民	①自宅や屋上の緑化と緑の管理（剪定や雑草除去、落ち葉掃きなど）の推進 ②除草剤、殺虫剤等の過剰使用の自粛（適正な使用と保管管理の徹底） ③環境保全等活動団体・事業者・市による緑化活動や緑地等の管理活動への参加
環境保全等活動団体	①公園や公共施設、道路などへの草花の植栽活動、緑の保全活動の推進 ②市民・市の緑化活動や緑地等管理活動への参加と協力 ③緑と水辺、自然を愛する気持ちを培う講座や活動の実施
事業者	①事業場・工場の緑化の推進と適正な管理の実施 ②市民・環境保全等活動団体・市の緑化活動や緑地等管理活動への参加と協力
市	①計画的な公園緑地の整備、公園緑地等の多面的機能の充実 ②公共施設の緑化の推進 ③市民・環境保全等活動団体・事業者による緑化活動や緑地等の管理活動の支援協力 ④みどりの基金の充実と有効活用の推進 ⑤緑と水辺のネットワークづくりの推進

### 基本施策Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進

#### 取組の方向

都市緑化と併せて、安全で快適なまち歩きや自転車利用が楽しめる環境を充実し、温室効果ガス排出などの環境負荷が少ないまちづくりを進めます。また、緑や水辺との豊かなふれあいができ、地場の農産物を販売する朝市・夕焼け市などの『市』のあるまちの創出など、歩いてみたくなる環境のまちを創出していきます。

#### 主要計画

厚木市地球温暖化対策実行計画、厚木市都市計画マスタープラン、厚木市交通マスタープラン、あつぎの道づくり計画など

#### 【現状と課題】

- ・ 環境問題への配慮や気候変動による暑熱対策、超高齢社会に対応した交通サービスの充実やコミュニティ交通の導入、歩いて楽しいまちに向けた歩行空間の整備、快適な自転車走行空間の形成など、安全で、環境にも人にも優しい道路空間が課題となっています。
- ・ 地域の個性をいかした景観づくりに向けて、「厚木市景観条例」と「厚木市景観計画」に基づき良好な景観づくりを進めています。

#### 【アンケート結果】

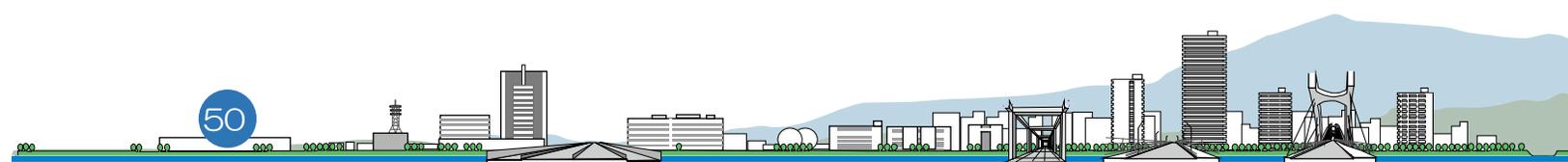
- ・ 環境に関する市民アンケート結果では、日常生活でのエネルギーの有効利用に向けて、7割近くの市民が、公共交通機関や自転車・徒歩での移動に気を付けています。しかし、自動車利用時でのエコドライブ<sup>※</sup>等への配慮は4割程度となっています。
- ・ 親子アンケートのどのような環境のまちであったら良いかでは、3割近くの子どもが「安心して自転車やまち歩きができるまち」を挙げています。



第22回『あつぎ環境写真展』 佳作 「木々のトンネル」



花未来事業中町公園



【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値	目標（令和8年度）
① 自動車の利用抑制が地球温暖化のために重要と考える市民の割合	13.7% (令和元年度)	➡ 20%



**自転車安全利用促進条例とは？**  
 近年、市内の交通事故発生件数、負傷者数は年々減少傾向にありますが、自転車に関係する事故の割合が高いことから、「自転車安全利用促進条例」に基づき、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車に起因する事故の未然防止に取り組んでいくものです。

**自転車安全利用促進条例の内容は？**

- ◇自転車利用者及び市の「責務」
- ◇自転車小売業者、交通関係団体、市民の「役割」
- ◇安全な利用のために「定期的な点検・整備」
- ◇万が一の事故に備えた「保険等への加入」
- ◇13歳未満の幼児・児童の「乗車用ヘルメット着用」（保護者への義務）
- ◇危険運転者等への「指導」

自転車 条例 検索  
※詳しくは、厚木市のホームページをご覧ください。

**自転車運転者が加害者になるケースが増えています！！**  
 万が一の事故に備えた保険（個人賠償責任保険やTSマーク付帯保険など）に加入しましょう。  
 ※TS（TRAFFIC SAFETY）マーク付帯保険とは？  
 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯されるもので、有効期限は1年間です。

**交差点での自転車事故多発!**

交差点 75.6%  
出合い交差点、右左折時など

単路 24.4%  
右折時、左折時、交差点及び歩道等を除いた部分のこと

第一種TSマーク 賠償責任補償1,000万円(限度額)  
 第二種TSマーク 賠償責任補償2,000万円(限度額)

厚木市自転車安全利用促進条例チラシ（厚木市）



朝市



夕焼け市



ライフスタイルイノベーション（環境省）

## 【施策の展開】

### Ⅲ-1-① 安全で快適な歩行環境・歩道の整備 【重点取組】

歩行者利用の多い路線を中心とした歩道の整備や誰もが安全かつ円滑に利用できる歩行環境を確保するために歩道のバリアフリー\*化を進めるなど、安全で快適にまち歩きができる環境づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・通学路の安全対策や歩道の整備
- ・歩行者空間での駐輪の防止、放置自転車などの対策の推進
- ・歩道の段差解消や休憩スペースの整備などバリアフリー化の推進

### Ⅲ-1-② 自転車利用環境の整備・充実 【重点取組】

買物等、普段の移動において自転車の利用を促すため、利用環境を充実するなど、温室効果ガスの排出がなく環境に優しい自転車での移動が楽しめるまちづくりを進めます。

#### 考えられる取組

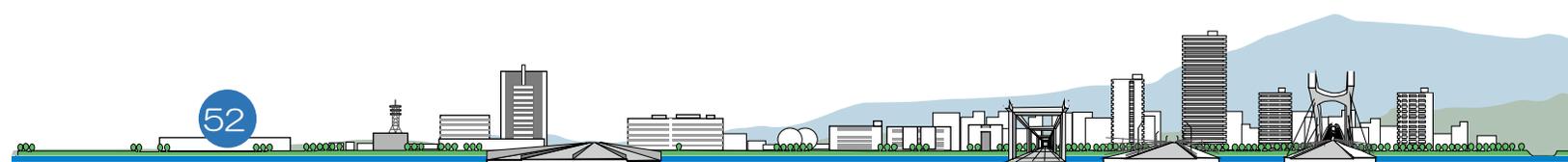
- ・自転車走行空間の整備と交通安全対策の推進
- ・自転車利用者への交通ルールの周知徹底、マナー向上に関する啓発
- ・バス停や周辺での駐輪施設の充実など、サイクルアンドバスライド\*の推進

### Ⅲ-1-③ 市のある魅力的なまちづくりの推進 【重点取組】

農林産物の地産地消を進める朝市・夕焼け市や、資源のリユースを進めるフリーマーケットなど、環境に優しい「市」が開かれるなど、歩いてみたくなる魅力あるまちづくりを進め、地域の環境と人とのふれあいを高めます。

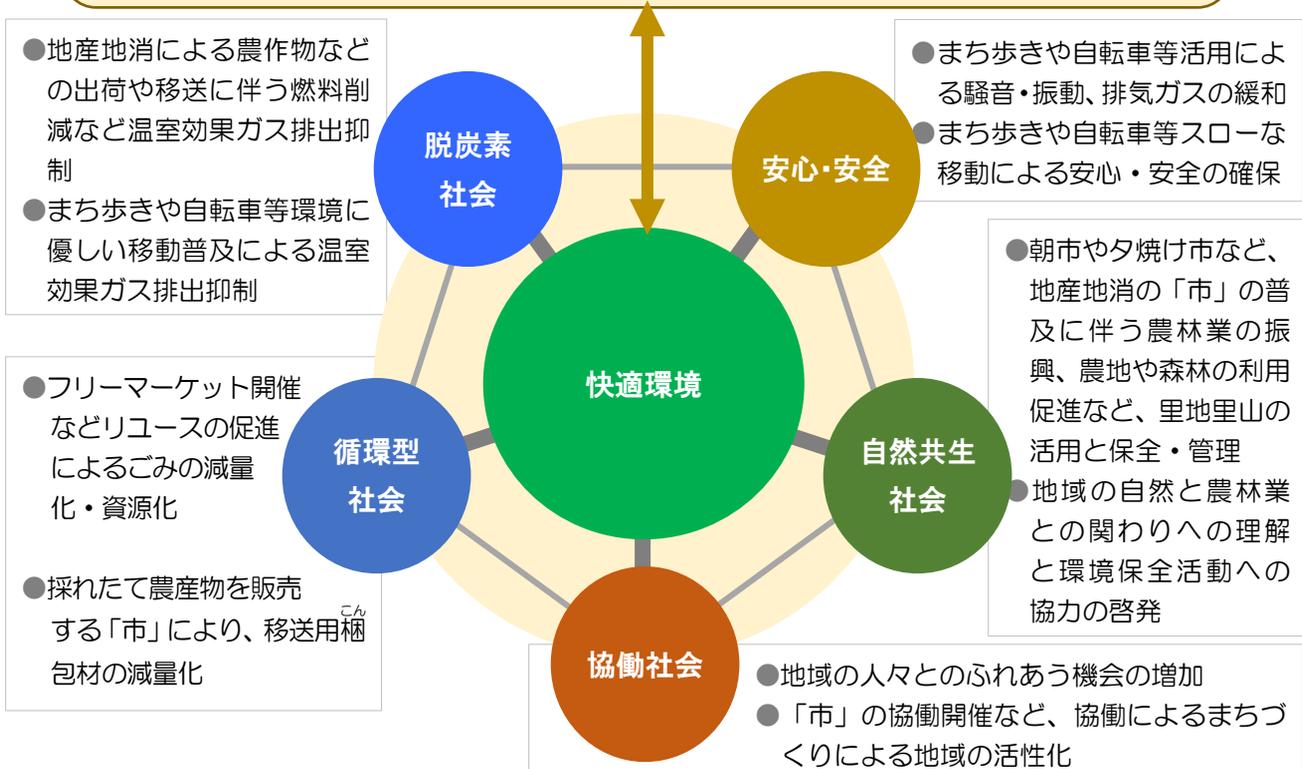
#### 考えられる取組

- ・朝市や夕焼け市の推進、フリーマーケットの開催支援など、環境に優しい「市」があるまちづくりの推進
- ・地域の特性をいかしたまち歩きが楽しめる環境の充実



## 重点取組Ⅲ-1-①②③まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進

- まち歩きや自転車が楽しめる市のある魅力的なまちづくりの推進
- まち歩きや自転車など、スローな移動による人とまちとのふれあいの形成など、地域環境への理解向上
- 「市」の開催などによる地産地消の普及やフリーマーケットなどリユースの促進



### 各主体の取組

市 民	①まち歩きや自転車利用を楽しみ、身近な自然や地域とのふれあいの充実 ②近距離の移動や買い物への自転車の活用 ③地場農産物販売やフリーマーケットなどの「市」の活用と協力
環境保全等活動団体	①まち歩きや自転車利用の普及啓発活動の実施 ②地場農産物販売やフリーマーケットなどの「市」の開催や開催支援 ③歩道や遊歩道等の管理活動や自転車等交通安全の啓発活動の推進
事業者	①事業所周辺のまち歩き空間や自転車利用環境の管理 ②適切な駐輪施設の確保、歩道への看板等の据置防止など安心して歩ける環境の確保 ③地場農林産物の活用など地産地消活動への協力と参加
市	①まち歩きや自転車活用の普及、促進 ②安心・安全で快適なまち歩き空間や自転車利用環境の整備と充実 ③地産地消やフリーマーケットなどの「市」の開催や開催支援 ④市民・環境保全等活動団体・事業者の環境美化活動の推進と支援

基本施策Ⅲ-2 地域美化の推進

取組の方向

「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」に基づくごみのポイ捨て防止などの取組を進めるとともに、不法投棄の防止を進め、衛生的できれいな住みよい生活環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- ・ 市では、平成 15（2003）年 3 月に「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」を制定し、ポイ捨て防止を始め、落書きや歩行喫煙、ペットのふん放置などの禁止の普及啓発と対策を進めています。
- ・ 相模川クリーンキャンペーンなどの実施を始め、地域住民等による美化清掃や清掃イベント、不法投棄監視パトロールなどを進めています。
- ・ 「厚木市道路里親制度<sup>\*</sup>」による市道の清掃・除草・草花の植え付け管理などの美化活動を進めています（令和 2（2020）年 7 月 31 日現在の里親登録団体は 45 団体）。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する親子アンケートのどのような環境のまちであったらよいかでは、「空気や水のきれいなまち」に次いで「ポイ捨てなどがないまち」が第 2 位になっています。また、市民アンケートにおける生活環境・快適環境について特に対策が必要な取組として「ポイ捨てや路上喫煙」が第 3 位になっています。

【施策の展開】

Ⅲ-2-① 不法投棄の防止

不法投棄についての防止、ごみ捨てマナーの普及啓発と対策を進めます。

考えられる取組

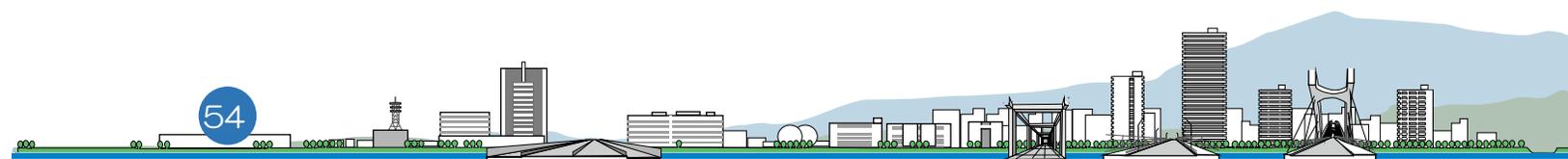
- ・ 不法投棄の未然防止や監視パトロールの推進

Ⅲ-2-② 地域美化活動の促進と支援

市民・環境保全等活動団体・事業者・市の協働によるごみのポイ捨て防止キャンペーンや啓発活動を進め、衛生的できれいなまちづくりを進めます。

考えられる取組

- ・ 相模川クリーンキャンペーンなどへの参加促進
- ・ 地域住民や事業者による地域美化活動や清掃活動への支援と参加への呼び掛け
- ・ 「厚木市道路里親制度」の普及啓発と参加団体の募集と活動支援



### 基本施策Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保

#### 取組の方向

市内を流れる河川の水質や地下水、大気環境、騒音・振動、悪臭などに係る環境基準の達成・維持を図るとともに、自動車排気ガスを軽減するためアイドリングストップなどエコドライブや低公害車・次世代自動車<sup>\*</sup>の普及を推進し、健康で快適な生活環境を確保します。

#### 【現状と課題】

- ・ 公害苦情件数は、最近は減少していますが、苦情件数に占める騒音苦情の割合が高くなっています。
- ・ 河川水質の代表的指標であるBODの年間平均値は、10年前と比べ低下し、BOD 75%水質値では環境基準をおおむね達成しています。
- ・ 大気環境は、光化学オキシダントを除く各物質とも環境基準を達成し、比較的良好な状態が維持されてきています。
- ・ 自動車交通騒音や排気ガスの汚染物質濃度は、低公害車の普及や自動車道・幹線道路の整備と連絡向上などに伴い、改善されてきています。
- ・ 平成23(2011)年に発生した東日本大震災時の原子力発電所事故により飛散した放射性物質による空間放射線量について、継続して調査していますが、市の基準を超える数値は測定されていません。

#### 【アンケート結果】

- ・ 環境に関する親子アンケートのどのような環境のまちであつたらよいかでは、「空気や水のきれいなまち」が第1位となっています。また、市民満足度調査における「河川環境」の項目については、満足度と重要度が共に高く、身近な河川や水路の水質や水辺環境に対する意識が高くなっています。



小鮎川



連節バス「ツインライナー」

## 【施策の展開】

### Ⅲ-3-① 良好な水環境の保全

河川や水路の水質の調査と監視に努め、生活排水<sup>\*</sup>対策を進めます。また、地下水汚染状況の把握、汚染地の監視に努め、良好な水環境をつくります。

#### 考えられる取組

- ・水質の監視や調査の実施による市民への情報提供、事業所への指導
- ・公共下水道の整備や合併処理浄化槽<sup>\*</sup>の促進
- ・地下水汚染の状況把握と情報収集など市民への情報提供と事業所への指導・対策の推進

### Ⅲ-3-② 良好な生活環境の確保

大気環境や騒音・振動、悪臭などの公害防止と対策を進め、良好な生活環境を確保します。また、人や生物の健康や生命に影響を及ぼす有害な化学物質の管理体制の把握に努めます。

#### 考えられる取組

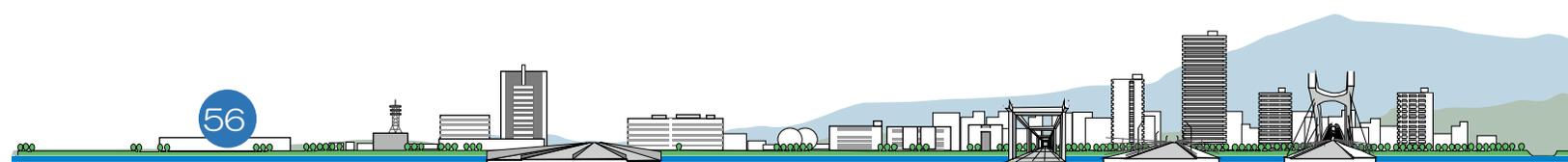
- ・公害苦情に対する調査と指導など、適切な対策の実施
- ・県と連携した光化学スモッグ<sup>\*</sup>の監視の実施
- ・大気中の有害物質の監視（県）
- ・事業者への化学物質の管理状況報告制度の周知
- ・環境保全型農業の推進、農薬や殺虫剤などの適正使用と管理の普及啓発
- ・東日本大震災に伴う空間放射線の監視継続

### Ⅲ-3-③ 環境負荷の少ない交通環境の構築

環境負荷の少ない交通環境の構築を図り、自動車に過度に依存しない快適な移動環境を確保します。

#### 考えられる取組

- ・公共交通機関の利用促進
- ・重点取組「まち歩きや自転車を楽しめるまちづくりの推進」と一体となった環境負荷の少ない交通環境の構築
- ・アイドリング防止の啓発
- ・低公害車の普及啓発



### 基本施策Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進

#### 取組の方向

環境の現状や環境保全等への取組状況について、調査や測定、情報を収集し、周知事項などと併せて、紙媒体やホームページなどで分かりやすく発信します。

また、市域の環境に関する調査結果などを活用して、環境教育や環境学習に資するよう教材や情報に取りまとめ、発信、提供します。

#### 【現状と課題】

- ・ 市では、環境の現状について、毎年、「環境の概要（環境保全編）」及び「公害関係調査等（環境の概要（公害編）」）としてホームページ等により、公開しています。
- ・ 環境基本計画の施策の実施状況について、指標の達成状況と併せて、毎年、「環境報告書」として冊子に取りまとめ、情報を公開しています。
- ・ こうした調査のほか、自然環境・生物多様性の調査として、オオタカの観察調査や「厚木市版レッドデータブック」の作成を行っています。今後、こうした成果をいかし、生物多様性の周知と価値の浸透、地域の自然の特徴、課題の共有、保全活動の実践や環境教育につなげていくことが課題となっています。
- ・ 平成 25（2013）年 7 月より、行政情報の伝達として「あつぎメールマガジン」の配信を始めました。「あつぎエコマガ」では、環境に関するお知らせ、イベント情報などを配信しています。
- ・ 環境問題や取組の普及に当たっては、多様な情報ツールを活用して、市民ニーズに対応した適切な情報の積極的な発信と市民からの情報提供が重要となっています。

#### 【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートの環境学習や環境保全活動について特に必要なことでは、6 割以上の市民が「子どもの頃からの環境学習」を選んでおり、次いで3割以上の市民が「地域の環境問題の情報と共有」を上げるなど、環境学習と情報共有が重要としています。



第 21 回『あつぎ環境写真展』  
佳作 「厚木の里山ランの競演」

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境学習教材の提供数	-	➡	10件
② 環境学習動画の総再生数	-	➡	4,000回

### 【施策の展開】

#### IV-1-① 環境調査の推進と環境情報の整備

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況、環境保全等への取組状況などについて、継続的な調査・測定、情報収集を行い、「環境の概要」や「環境報告書」として整理し、情報を提供します。

#### 考えられる取組

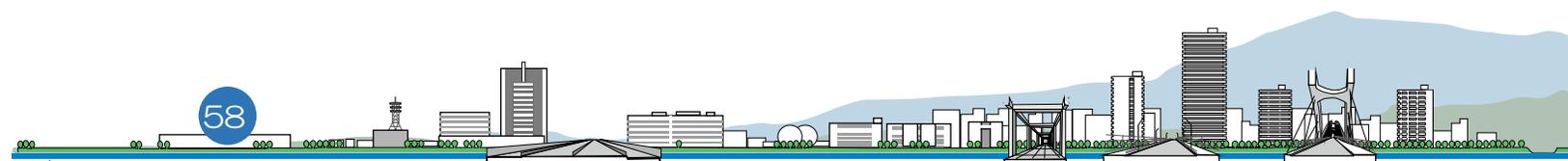
- ・ 定期的な大気や水質、放射線量などの測定や調査の実施とモニタリング
- ・ 温室効果ガス排出状況やごみ処理状況等に関する調査や情報の整備
- ・ 自然環境や生物多様性に関する調査・観察の実施、市民等の生きもの観察情報収集
- ・ 「環境の概要」などの作成と情報提供
- ・ 環境基本計画の施策実施状況「環境報告書」の作成と情報提供

#### IV-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供 【重点取組】

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況など調査結果などを活用した環境教育・環境学習教材の作成と情報発信を進め、市域の環境や環境保全等の課題の共有、環境教育等の推進を促します。

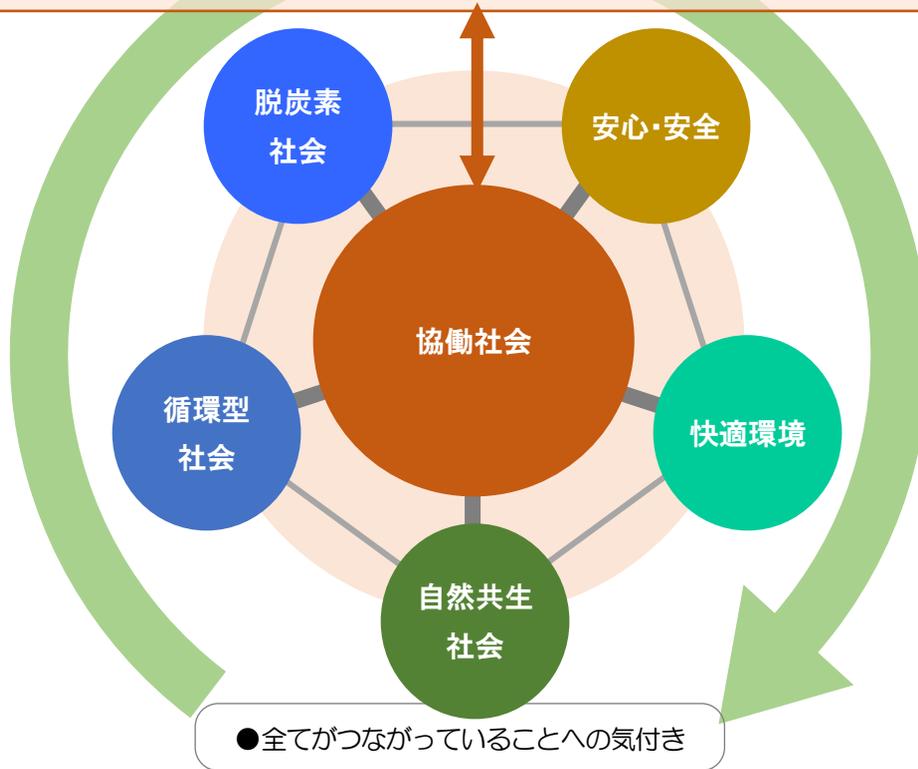
#### 考えられる取組

- ・ 環境教育・環境学習教材の充実と提供  
（「(仮)あつぎの環境読本」の作成と提供など）
- ・ オンラインによる動画等情報の提供



## 重点取組IV-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供

- 自然・生きもの観察ガイドの作成と提供など、環境教育・環境学習教材の充実と提供
- 環境教育・環境学習のきっかけや機会づくり
- 環境保全活動への参加促進



### 各主体の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校で行う子どもの環境教育や体験学習の教材づくりへの協力</li> <li>②体験や知識をいかした環境教育・環境学習教材づくりへの情報提供や参加</li> <li>③環境教育・環境学習教材を活用した家庭での環境学習の実践</li> </ul>
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校で行う子どもの環境教育や体験学習の教材づくりへの協力</li> <li>②環境教育・環境学習・体験学習に関する情報提供や教材づくりへの協力</li> <li>③環境問題や自然環境・生物多様性に関する調査や観察の実施と情報整備</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業活動と環境問題や自然・生物多様性・環境資源との関わりに関する情報の提供</li> <li>②事業所や従業員の経験や知識をいかした環境教育・環境学習教材づくりへの協力</li> <li>③環境教育・環境学習教材を活用した事業所での環境学習の実践</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自然・生きもの観察ガイドや「環境の概要」を活用した環境教育・環境学習教材の充実と情報提供</li> <li>②環境問題や環境保全等の取組に関する環境教育・環境学習教材の整備と発信・提供</li> <li>③環境に関する調査・モニタリングの実施、情報の収集整備</li> </ul>

### 基本施策Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施

#### 取組の方向

環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

また、環境イベント・キャンペーンなどを通して、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らしていくための『あつぎエコスタイル』づくりを進め、発信します。

#### 【現状と課題】

- 環境問題の普及啓発に向け、環境フェアやクリーンキャンペーン、環境保全活動、環境学習講座などの様々なイベントや活動を実施しています。
- こうしたイベント情報などを、広報や市のホームページを始め、「あつぎエコマガ」で配信を行っています。
- 環境に関連する市ホームページのアクセス数は、減少後、横ばいで推移しています。
- 環境問題の多様化・複雑化、変化の速さ、情報の多さなど、ニーズに対応した情報を得ることが難しいなどの課題があります。今後、暮らしやすいまちの実現に向け、利用者ニーズに対応した情報提供の仕組みが必要です。

#### 【アンケート結果】

- 環境に関する市民アンケートでは、「参加したことがある・これからも参加したい活動」として、厚木市みどりの基金への募金や相模川クリーンキャンペーンなど美化清掃活動が特に高いですが、回答者の1割前後となっています。
- 「これから参加したい取組」としては、体験学習や施設見学会、環境フェアやさがみ自然フォーラムなどのイベント、講演会、市民農園の利用や森づくり体験教室、厚木市みどりの基金への募金などが、それぞれ回答者の3割以上と高くなっています。
- 「今後、市が優先すべき内容」として、気候変動の影響への適応、再生可能エネルギー活用のほか、省エネ対策やエコライフの推進、食品ロスやプラごみ対策など、日常生活での取組、行動の推進が挙げられています。



厚木市市民農園



森林セラピー体験

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① ホームページ『あつぎエコスタイル』のアクセス数（累計）	-	➡	10,000 アクセス
② あつぎメールマガジン「エコマガ」の登録者数	2,050 人 （令和元年度）	➡	2,500 人

### 【施策の展開】

#### IV-2-① あつぎエコスタイルづくりの推進 【重点取組】

環境イベント・キャンペーンを開催し、ライフスタイルに合った環境に優しい行動や活動の普及を進めます。そして、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らす『あつぎエコスタイル』づくりを進め、持続可能なまちづくりを目指します。

#### 考えられる取組

- ・あつぎエコマガ（メールマガジン）の普及と活用促進（イベント情報やエコライフのヒントなど）
- ・COOL CHOICE や3R、プラスチックスマートの推進、自然とのふれあいなどを楽しめる市民の知恵や工夫に関する情報の収集、募集
- ・『あつぎエコスタイル』づくりと発信、普及啓発

#### IV-2-② 環境イベントや環境交流・地域連携の推進

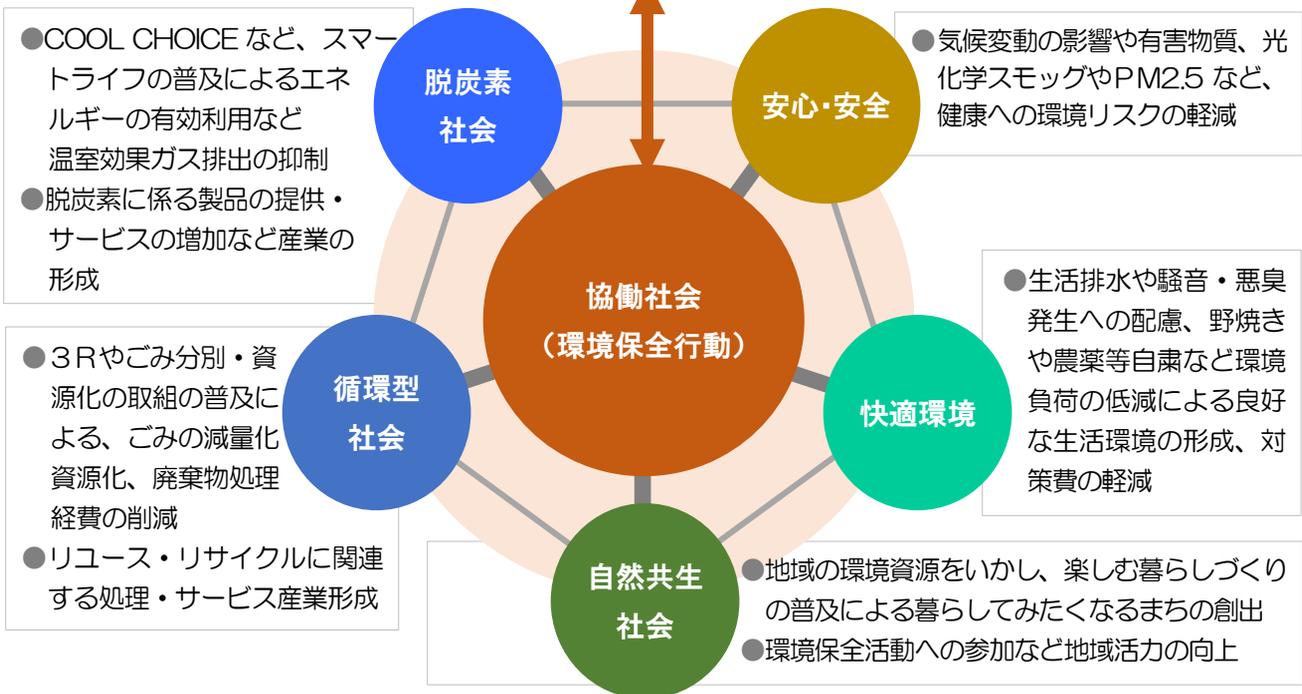
環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

#### 考えられる取組

- ・環境の各分野に係る環境イベント・キャンペーンの開催と支援  
さがみ自然フォーラムや環境フェア、環境学習講座、自然観察会・体験学習など  
相模川クリーンキャンペーンなどの清掃、環境美化イベントなど  
地産地消に係る朝市・夕焼け市、フリーマーケットなどの『市』の普及と促進
- ・様々な環境交流の促進
- ・環境保全等活動団体の交流促進

## 重点取組Ⅳ-2-① 『あつぎエコスタイル』づくりの推進

- ライフスタイルに合った環境に優しい行動や活動の普及
- 知識や経験をいかした環境学習や環境保全活動への協力等
- 厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らす『あつぎエコスタイル』の展開
- エコスタイルの相互理解など、環境パートナーシップの形成



### 各主体の取組

市民	①厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らすライフスタイルの実践と工夫 ②ライフスタイルの工夫や実践結果などの情報の「あつぎエコスタイル」への提供 ③厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりへの参加・協力
環境保全等活動団体	①「あつぎエコスタイル」情報の収集整備と発信と普及 ②厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりの推進
事業者	①厚木の環境をいかし、楽しみながら暮らす地域・人の輪づくりへの参加・協力 ②「あつぎエコスタイル」づくりへの協力、市民等の行動支援
市	①地球温暖化や気候変動、生物多様性、資源、廃棄物、生活環境に係る情報の提供 ②COOL CHOICE など省資源・省エネルギー行動や活動の普及促進 ③食品ロス対策、プラスチックごみ対策の普及、3Rに関する行動や活動の普及促進 ④生物多様性の保全等に関する行動や活動の普及啓発 ⑤生活環境の保全等に関する行動や活動の普及啓発 ⑥地産地消やまちづくりに関する行動や活動の普及啓発 ⑦「あつぎエコスタイル」情報の収集整備と発信、「あつぎエコスタイル」づくり支援

### 基本施策Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援

#### 取組の方向

子どもの頃からの環境教育・環境学習を推進するとともに、協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

環境保全等活動団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

#### 【現状と課題】

- 環境学習講座や体験学習、施設見学会等への市民参加者数は、年によって変化が見られますが、毎年10万人前後の市民が参加しています。
- 環境保全ボランティア活動への市民参加者数は、目標には達していませんが、大きく増加するなど、市民の環境保全活動への参加意欲は高いと考えられます。
- 学校における環境学習は、学習指導要領の「総合的な学習の時間」で行われることが多いですが、ゆとり教育の見直し以降減少しました。2017・2018年改訂の学習指導要領では、各学校での創意工夫をいかした特色ある教育活動のため、総合的な学習の展開が期待されています。環境に係る学習では「体験活動の充実」として、「生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視」が掲げられています。
- 学校における体験を通じた環境学習を進めていく際には、教員の教材準備等の負担軽減、家庭や学校、地域の幅広い協力や支援が必要になっています。

#### 【アンケート結果】

- 環境に関する市民アンケートでは、「参加したことがない。これから参加したい」取組としては、「リサイクル体験学習やリサイクル施設見学会」、「環境市民学習講座（施設見学や体験学習）」、「環境フェアやさがみ自然フォーラムなどのイベント」、「環境を考える講演会など、環境に関する講演会」、「市民農園の利用や森づくり体験教室」、「厚木市みどりの基金への募金」などが高くなっています。
- 今後、市が優先すべき内容として、「子どもの頃からの環境教育・環境学習の推進、環境講座の充実」が「早急に取り組むべき」と「なるべく優先させる」を合わせて、65%以上と高くなっています。

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境市民学習講座等の参加者数	52人 （令和元年度）	➡	200人
② 市民アンケートの数値『環境教育や環境学習の取組が進んでいると思う市民の割合』	24.5% （令和元年度）	➡	50%

### 【施策の展開】

#### IV-3-① 環境教育・環境学習の推進 【重点取組】

協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

#### 考えられる取組

- ・ 環境教育・環境学習の支援体制の充実  
（環境学習講座、環境学習指導員等の派遣、環境教育・環境学習教材の提供など）
- ・ 地域と家庭、学校が連携した環境教育・環境学習の推進  
（エコスクール\*の普及、地域と連携した環境・エネルギー教育への取組支援）
- ・ ジュニアエコリーダー\*の育成、環境学習指導員等の育成
- ・ 市内の環境教育・環境学習に係る民間施設や公共施設との連携強化の推進  
（環境センター、公民館、博物館、学校や研究機関、民間の体験・ふれあい活動や施設など）

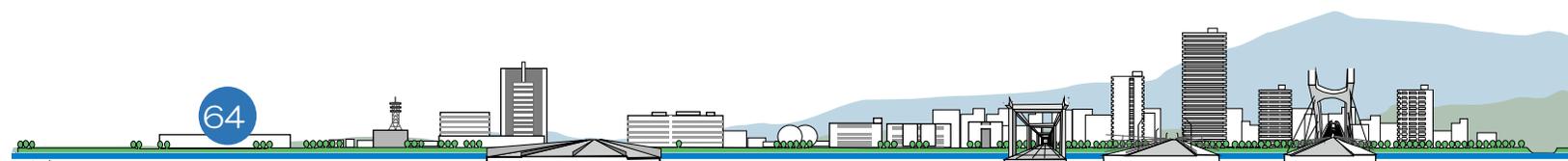
#### IV-3-② 環境保全活動の促進・支援

環境保全活動を行っている団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

市内で環境保全活動を行っている市民や団体・組織、事業者を発掘・PR するための方策を検討します。

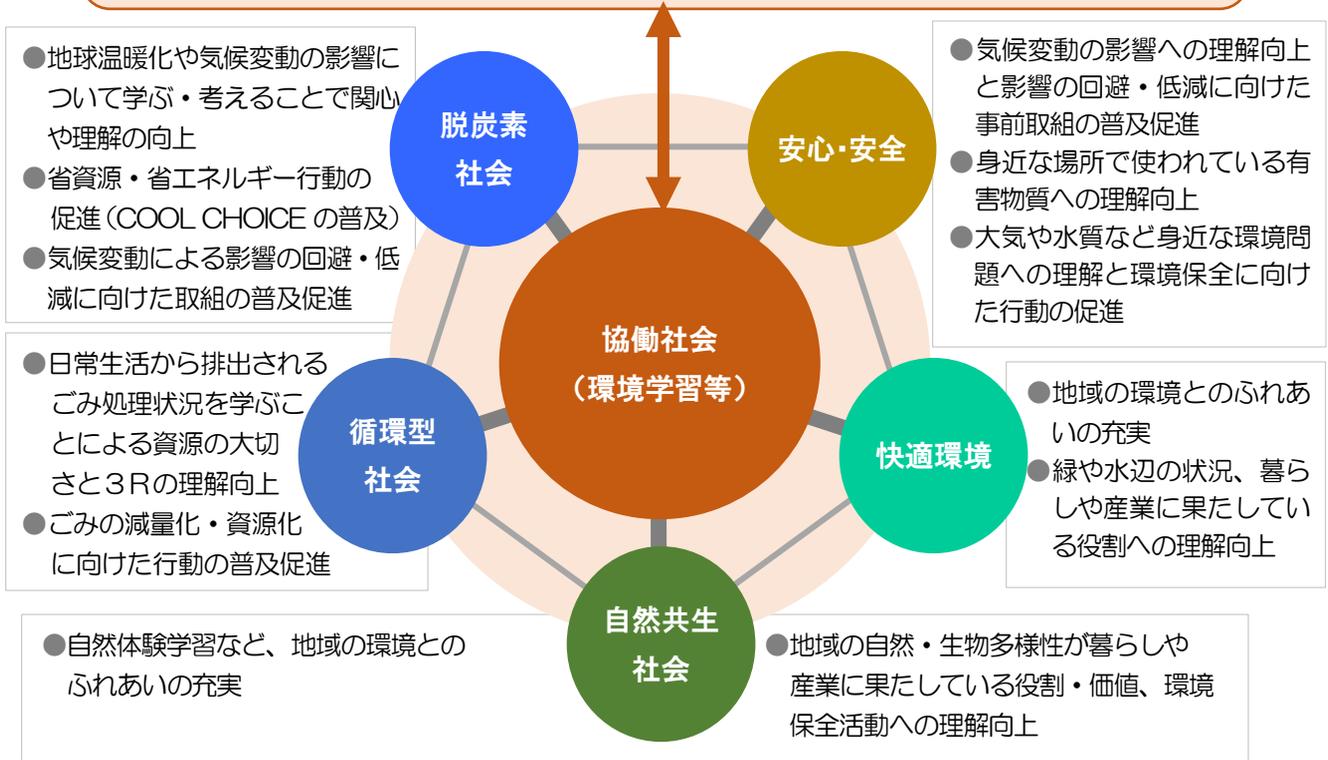
#### 考えられる取組

- ・ 市民・環境保全等活動団体の環境保全活動の推進と活動支援
- ・ 環境保全行動促進ツールの充実



## 重点取組Ⅳ-3-① 環境教育・環境学習の推進

- 学校や家庭での環境問題や取組への話合いの機会の増加
- 学校や家庭、地域での取組の実践と普及
- 自然観察や環境保全活動などの体験学習による地域環境や活動への理解の育成



### 各主体の取組

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境問題や厚木市の環境と暮らしとの関わりについて知る・学ぶ・考える・広める</li> <li>② 学校で行う子どもの環境教育や体験学習への参加、協力</li> <li>③ 経験や知識をいかした環境教育・環境学習・体験学習への支援実施</li> <li>④ 環境保全等活動団体・市が開催する環境学習講座等に参加、協力</li> </ul>
環境保全等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の環境教育や環境学習への講師派遣などの支援</li> <li>② 子どもの環境学習、体験学習に関する講座や活動などの支援</li> <li>③ 環境問題や自然環境、生物多様性に関する講座の開催</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の環境教育や環境学習への講師派遣や授業補佐などの支援</li> <li>② 事業所や従業員の経験や知識をいかした環境教育・環境学習への協力、支援</li> <li>③ 事業所での環境学習の推進</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境教育、環境学習の支援体制の充実 (環境教育教材の提供、講座支援など)</li> <li>② 地域と家庭、学校が連携した環境教育、環境学習の推進</li> <li>③ ジュニアエコリーダーの育成、環境学習指導員等の育成</li> <li>④ 市内の環境教育、環境学習に係る民間施設や公共施設との連携強化の推進</li> <li>⑤ 市民・環境保全等活動団体・事業者の環境教育、環境学習の開催支援など</li> </ul>

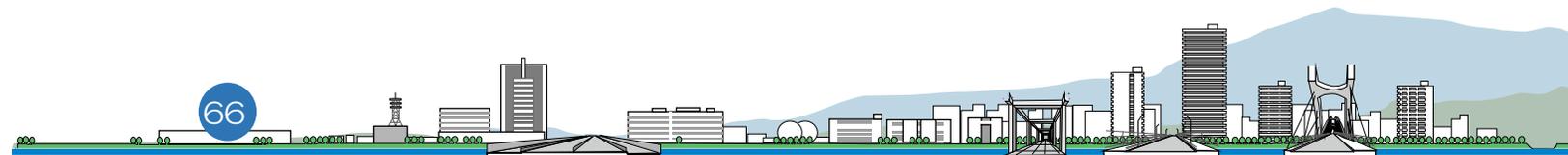


ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（衣食住編）



資料：環境省

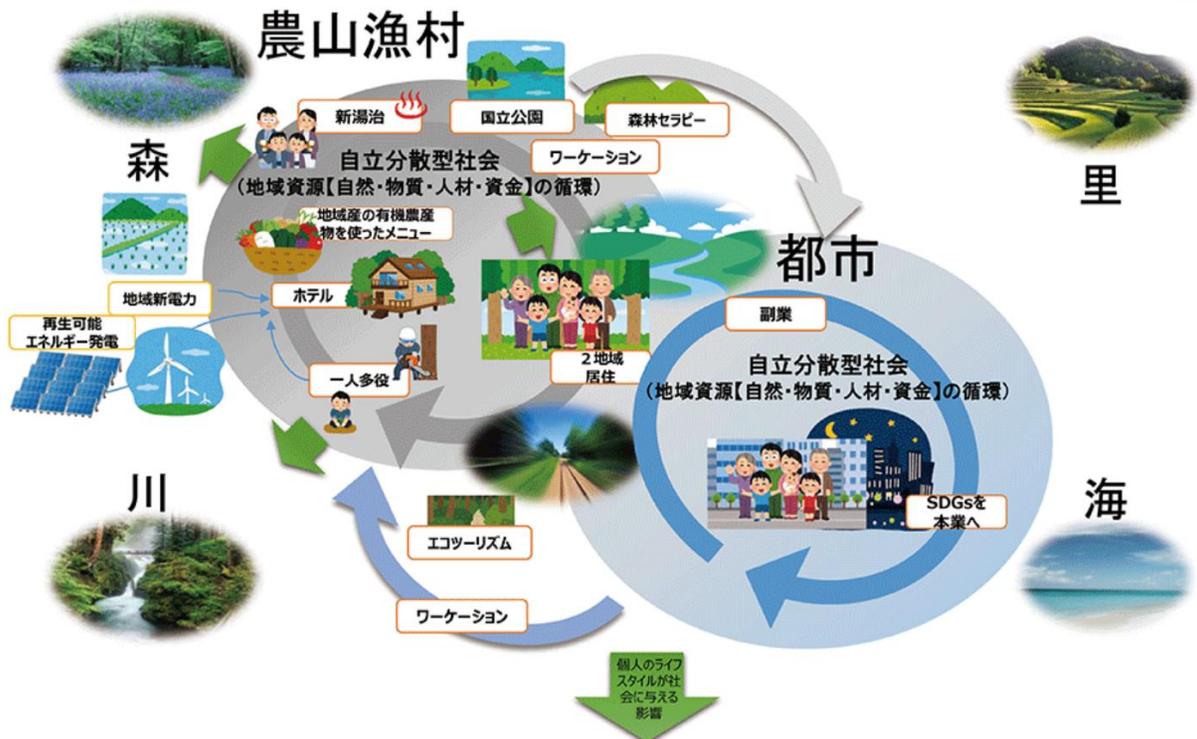
ライフスタイルイノベーションが促す脱炭素型の地域循環共生圏（環境省、令和2年版白書から）



# 資料編

- 1 厚木市環境基本条例
- 2 計画策定の経過、環境審議会委員名簿他
- 3 環境審議会 諮問・答申
- 4 用語の解説

ライフスタイルイノベーションが促す地域循環共生圏（ワーキング・余暇・レジャー編）



資料：環境省

ライフスタイルイノベーションが促す脱炭素型の地域循環共生圏（環境省、令和2年版白書から）

# 1 厚木市環境基本条例

平成 30 年 3 月 20 日  
条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)についての基本理念を定め、並びに市、事業者、環境保全等活動団体及び市民(滞在者を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境、生活環境及び文化環境をいう。
- (2) 環境保全等活動団体 環境の保全等に寄与する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息環境を含むものとする。
- (5) 文化環境 郷土の歴史的意義を有する文化的所産を保護し、及び保存するための環境をいう。
- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会(化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。)を構築できるように行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、その施策を積極的かつ効率的に実施するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(環境保全等活動団体の責務)

第6条 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、環境の保全等のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できるよう体制の整備、情報の提供及び機会の充実に努めるものとする。

2 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第8条 市長は、第4条第1項に規定する施策として、次条に定めるもののほか、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 良好な環境及び自然をいかした都市景観の確保に努めること。

(3) 環境の美化を推進するとともに、事業活動及び日常生活による環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるよう必要な措置を講ずること。

(4) 水辺、森林、農地等の自然環境を適正に保全し、動植物の生息環境に配慮することにより、生物の多様性の確保に努めること。

(5) 地球温暖化の防止等に関する施策を推進するとともに、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に努めること。

(6) 環境に関する市民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の推進に努めること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等について必要な事項に関すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全等に関し、市が計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第 10 条 市長は、基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協働による推進)

第 11 条 市、事業者、環境保全等活動団体及び市民は、相互に連携し、及び協働して環境の保全等に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境に影響を及ぼす施策の策定及び実施に当たっての留意事項)

第 12 条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 基本計画との整合を図ることにより、環境への負荷を最小限に抑えること。
- (2) 市の機関相互の緊密な連携、情報の共有及び施策の調整を図るために必要な体制を整備すること。

(情報の収集等)

第 13 条 市長は、環境の保全等に関する情報を収集するとともに、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(環境保全活動に対する支援)

第 14 条 市長は、環境の保全等に係る活動を促進するため、事業者、環境保全等活動団体及び市民に対して情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(審議会)

第 15 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、厚木市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、環境の保全等に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

5 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

6 審議会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(厚木市環境基本条例の廃止)

2 厚木市環境基本条例(昭和 61 年厚木市条例第 20 号)は、廃止する。

(厚木市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

3 厚木市ラブホテル建築規制条例(昭和 62 年厚木市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 2 計画策定の経過、環境審議会委員名簿他

### (1) 第5次厚木市環境基本計画の策定経過

年月日	環境審議会等	第5次厚木市環境基本計画に係る検討内容
令和元年		
11月13日 ～12月22日	環境に関するアンケートの実施	親子アンケート（小学5年生1,887人と保護者） 市民アンケート（2,000人）、事業者アンケート（300社）
令和2年		
7月3日	第1回環境審議会	諮問、骨子案について
7月7日	第1回環境基本計画推進会議	第5次環境基本計画の策定について
8月19日	意見交換会	環境基本計画改定について
9月11日	第2回環境審議会	意見交換会の結果報告 望ましい環境像、基本目標、取組の体系（案）について
10月1日	第2回環境基本計画推進会議	第5次環境基本計画の施策等について
10月9日	第3回環境審議会	計画の取組の展開（基本施策と重点取組）について
11月13日	第4回環境審議会	第5次厚木市環境基本計画の策定について答申 第5次厚木市環境基本計画素案について
令和3年		
1月15日 ～2月15日	パブリックコメント（意見19件）	

## (2) 環境審議会委員名簿

(敬称略)

役職名	氏名	選任区分
会 長	海老澤 模奈人	東京工芸大学 工学部教授
職務代理	池澤 勝海	厚木市自治会連絡協議会理事
委 員	青砥 航次	NPO法人 神奈川県自然保護協会副理事長
委 員	井上 真弓	松蔭大学 看護学部教授
委 員	内海 則行	厚木市農業協同組合 生産組合長会副会長
委 員	大場 泰孝	厚木愛甲獣医師会会長
委 員	河合 美津子	森の里地区民児協会会長 厚木市民生委員 児童委員協議会会計
委 員	清瀬 千佳子	神奈川工科大学 健康医療科学部教授
委 員	坂口 達郎	厚木瓦斯(株) 産業営業部長
委 員	坂本 広美	神奈川県環境科学センター 調査研究部長
委 員	十鳥 和美	神奈川県 自然環境保全センター 研究企画部 自然再生企画課長
委 員	詫間 満雄	厚木市環境保全指導員 連絡協議会
委 員	内藤 千春	東京電力 パワーグリッド(株) 平塚支社次長
委 員	長岡 恂	厚木植物会会長
委 員	野口 基一	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (公募市民)
委 員	葉山 神一	厚木商工会議所 専務理事
委 員	松林 尚志	東京農業大学 農学部教授

### (3) 環境基本計画推進会議名簿

役職名	職
委員長	環境農政部長
副委員長	環境政策課長
	市民協働推進課長
	生活環境課長
	環境事業課長
	環境施設担当課長
	農業政策課長
	農林・鳥獣対策担当課長
	都市農業支援担当課長
	都市計画課長
	交通政策担当課長
	河川ふれあい課長
	公園緑地課長
	教育指導課長

### 3 諮問・答申

#### (1) 諮問

令和2年7月3日

厚木市環境審議会  
委員長 海老澤 模奈人 様

厚木市長 小林 常良

第5次厚木市環境基本計画の策定について（諮問）

本市における良好な環境の保全及び創造をより一層推進し、現在の環境問題への適切な対応を図るため、第5次厚木市環境基本計画を策定することについて、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

#### (2) 答申

令和2年11月18日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会  
会長 海老澤 模奈人

第5次厚木市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年7月3日付けをもって諮問のありました第5次厚木市環境基本計画を策定することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

#### 答 申

第4次環境基本計画は、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間とし、環境像である「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を実現するために、着実に取組を進めている。

この間、厚木市を取り巻く状況は、大きく変化してきた。国際的には、SDGsが国際社会共通の目標として掲げられ、地球温暖化に関しては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が発効した。また、国は、今年の10月26日に菅内閣総理大臣の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す宣言があった。

このような中で、厚木市では、平成29年度に厚木市環境基本条例を策定し、時代に合った環境問題への対応の姿勢を明確にしている。

しかしながら、海洋プラスチック問題、オオキンケイギク等の外来種問題、気候変動を一因とする豪雨災害の激甚化、海外にあっては、永久凍土の溶解や森林火災の激化など、環境問題は、日々、新たな課題が顕在化している。

また、厚木市においては、鳥獣被害やヤマビルの問題、森林が持つ機能の低下など、豊かな自然環境を有するが故の課題も多いと考えられる。

第5次環境基本計画の策定においては、そのような背景を的確に捉え、必要なメッセージを市民に発信し、市民、環境保全等活動団体、事業者及び行政が、それぞれ必要な取組を進めながらも、お互いに連携し、目標に向かって進んで行けるようにしなければならない。

示された計画策定の案は、このような変化を的確に捉え作成されたものであり、8月19日に実施された意見交換会における市民の意見が反映されており、厚木市が積極的に進めている、市民参加・市民協働の理念を確実に取り入れているものと評価できる。

なお、計画の策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められ、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、実施計画の策定や取組を実施する中でいかされることを望む。

## 1 全体について

(1) 計画は、SDGsを意識して進める必要があることから、推進する施策と17の目標との関連について示すとともに、厚木市だからできる取組を意識されたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を考慮した内容とされたい。ただし、6年の計画期間の中で情勢が大きく変化することが予測できることから、計画期間内の状況に合った表現等、慎重に検討されたい。

## 2 環境像について

現在策定中の第10次総合計画の環境分野のまちづくりのビジョンである、「環境に優しく、自然と共生するまち」を本計画が目指す姿である環境像とすることについては、厚木市の魅力である自然の重要性が表されており、総合計画の個別計画でもあることから望ましいものと考えられる。

## 3 施策体系について

### (1) 体系の統合について

現計画では、基本施策と重点施策の2つの体系が存在しているが、基本施策の体系に一本化し、その中から重点取組を示すという形は、市民に分かりやすいものと言える。

また、具体的な取組の記載についても、分かりやすい表現に努められたい。

### (2) 基本目標について

現計画で使用している「低炭素」という表現を「脱炭素」に変えることは、国内外の多くの都市や企業で脱炭素という言葉を使って、目指すという姿勢が広まっていることから、望ましいものと考えられる。

具体的な道筋を描くのは先の話としても、まずは厚木市の姿勢を示す意味で、脱炭素を掲げるべきであるが、2050年を目途に目指すものであり、近々に達成すべき目標と誤解されることがないように説明を尽くされたい。

### (3) 基本施策について

生物多様性の保全という言葉が使われるが、取組によって生物多様性が豊かになるという結果が伝わるように工夫されたい。

また、有害な化学物質の自然への流入をどのように抑えるかということが、安心・安全の観点で大切なことであるため、施策を検討する中で意識されたい。

### (4) 施策の展開について

森林整備の効果が生物多様性の保全に資するだけでなく、健全な水循環や災害防止の機能も向上させるように、環境に関する取組の効果は多岐にわたるため、1つの取組が多様な効果を生み出すことを周知されたい。

## 4 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

## 4 用語の解説

### アルファベット／数字

#### BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要な酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCODも、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

#### COOL CHOICE（クールチョイス）

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組（国民運動）をいいます。

#### EV（イーヴィ）

Electric Vehicleの略で、日本語では電気自動車といっています。走行中にCO<sub>2</sub>や排気ガスを出さないため、地球温暖化防止をはじめ、大気汚染、騒音等の防止などに役立ちます。

#### GO ごみニマムシティ

ごみニマムとは、「ごみ」と「ミニマム（最小）」を合わせた造語です。ごみゼロの目標は難しくても、ミニマム（最小）を目指していくことを表した言葉です。

なお、令和3年度からを計画期間とする一般廃棄物処理基本計画の基本目標「未来へつなげる循環型都市の実現～Go ごみニマムシティ あつぎ～」で初めて使用された言葉です。

#### SDGs（エスディーゼズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省HPより）

#### 3R（35ページ参照）

サンアールまたはスリーアールという。Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。リデュースは、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。リユースは、使用済製品やその部品等を

繰り返し使用すること。リサイクルは、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

### あ（ア）行

#### 亜硝酸性窒素

化合物に亜硝酸塩として含まれる窒素のことです。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つです。硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、きわめて不安定な物質で、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して、富栄養化（水質汚染）の原因となります。また、人体に吸収されると嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下などの影響をおこします。1999年に水質の環境基準が設けられました。

#### あつぎエコスタイル

厚木市の豊かな自然環境や都市機能などが形成する環境の価値や役割を暮らしにいかし、より良好な状態に守り、育みながら、エネルギーや資源を有効に活用するなど、厚木の環境を楽しむライフスタイルづくりをいいます。

なお、第5次環境基本計画において初めて使用された言葉です。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類を指す）以外の廃棄物のことです。廃棄物は「し尿」と「ごみ」に分かれ、さらに「ごみ」は事業活動による「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」に分かれます。

#### エコスクール

世界最大NGOのひとつ、FEE：Foundation for Environmental Education（環境教育基金）が運営している、幼稚園、保育園、学校での環境学習プログラムです。

#### エコツアー

エコツーリズムの考え方に沿った旅行行程やプログラムのことをエコツアーといっています。環境学習の要素を持ち自然を探訪するツアー、農山漁村や地域の風土・文化等を訪ねるツアーなどがあります。

#### エコツーリズム

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を観光の対象としながら、それらを体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ旅行やレクリエーションのあり方をいいます。

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力や観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

## エコドライブ

自動車などを利用する際に、環境に配慮した運転を行うことです。エコドライブを行うことで、地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や、大気汚染の原因である窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の排出量を減らすことができます。急発進・急加速の防止などの安全運転や、自動車の燃費向上にもつながります。

## エコロジカルネットワーク

すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークです。

## オープンスペース

一般に、都市の中の空地や広場、公園、運動場、緑地など、建物の建っていない場所や広がりを含みます。延焼防止や避難場所などとして防災上重要な役割を果たしているほか、植生や水面などの状況により、環境の質的向上や住民のレクリエーションの場、野生動物の生息環境の場などとしての重要な役割を果たしています。

## 屋上緑化

建築物の屋上等に人工地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化することです。緑化によって、地球温暖化を抑制するための二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、冷暖房費の削減等の効果があります。

## 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)などがあります。

## か(力)行

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態のことです。

### 外来種

意図的又は非意図的に、海外や国内の他地域から本来の自然分布域を越えて持ち込まれた生きものを外来種といいます。外来種は在来の生物種や生態系、人の健康や農作物に様々な影響を及ぼすことが多く、影響や被害の大きいものは外来生物法で特定外来生物に指定されています。

### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなど、動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてきた有機物の化石で、燃料として用いられるものをいいます。

### 合併処理浄化槽

し尿(トイレ汚水)と生活雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を合わせて処理する浄化槽のことをい

います。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

## 環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいものとして定められた基準です。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標とされています。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染等について環境基準が定められています。

## 環境基本法

1993年に制定された、環境政策の枠組を示す基本的な法律で、基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や国際的協調による地球環境保全の積極的推進などが掲げられています。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる事項(環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など)が順次規定されています。

## 環境負荷

人の活動が環境に与える負担のことで、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

## 気候変動

大気の状態がさまざまな要因により、変動することをいいます。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化が一因と考えられる人為的な要因による気候変動が問題となっています。

## 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するため、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、1992年に採択された条約です。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するといった影響が指摘されています。

## 光化学スモッグ(光化学オキシダントを参照)

## 固定価格買取制度(FIT)

固定価格買取制度(FIT(Feed-in Tariffの略)制度)は、再生可能エネルギーの普及を目的として2012年7月にスタートした制度です。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間中は同じ価格で買い取ることを国が約束する制度です。再生可能エネルギーの普及を目的として開始されました。この固定価格買取制度で電気の買取に必要なお金は、「再生可能エネルギ

一発電促進賦課金（再エネ賦課金）」として、各世帯の毎月の電気料金に上乗せされています。

## さ(サ)行

### サイクルアンドバスライド

バス停留所に駐輪場が併設されていることで、バスをより利用しやすくし、自動車利用からの交通手段の転換を図るものです。

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO<sub>2</sub>を排出しないクリーンなエネルギーです。

### 里地里山

自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域をいいます。

### 次世代自動車

国の低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等と定義されています。

### 持続可能な社会

環境と開発に関する世界委員会が1987年に「持続可能な開発、持続可能な発展」という概念を提唱して以来、将来世代の利益を損なわずに継続性のある社会をいかにつくるかという「持続可能性」についての議論がされるようになりました。持続可能な社会を形成するには、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環利用を行い、地球生態系と共生をしていく必要があります。

### 社寺林

寺院や神社の敷地内にある樹林のことです。「鎮守の森」とも呼ばれ大切に守られてきたため、昔ながらの植物が保存されており、その土地の本来の姿をとどめている森林（潜在植生）が多くみられます。今日では、平野部の貴重なみどりとなっています。

### 斜面緑地

樹林が残っている傾斜した土地のことです。斜面は造成が困難なため、比較的緑が残っていることが多く、動植物の貴重な生息地又は生育地となっていたり、市民に憩いとやすらぎをもたらす場所となっていたりすることがあります。

### ジュニアエコリーダー

地球の環境問題を知り、どうしたら良いか考え、行動し、周りに広めることができる人材をジュニアエコリーダーとして市が認証しています。

対象は、小学4年生から6年生で、年間を通じて環境学習講座を受講する必要があります。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出されたものはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することにより、天然資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷が出来る限り低減された社会のことです。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会」としています。

### 省エネルギー

エネルギーを節約したり効率よく利用したりして、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念です。

### 硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在しています。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化（水質汚染）の原因となっています。水道水では1978年に水質基準が設けられ、1999年には、地下水や河川などの水質の環境基準が設けられました。

### 食品ロス

まだ食べることができる食品が廃棄されることです。食材の生産から消費までのあらゆる場面で発生することがあります。

### 自立分散型エネルギー

再生可能エネルギーと蓄電池を活用したエネルギー供給システムで、送電によるエネルギーロスが少なく、停電時などにも安心できる地産地消型のエネルギー活用をいいます。

### 水源涵養

森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

### スマートライフ

エネルギーを効率よく、かつ、上手に利用する暮らし方のこと。一般的には、省エネ家電と太陽光発電などの創エネ設備、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ設備を組み合わせ、エネルギーマネジメントシステム（EMS）などにより効率的にエネルギーを活用するライフスタイルをいいます。

### 生活排水

炊事、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴って家庭から出される排水のことで、生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

### 生産緑地

市街化区域内にある農地のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、所定の規模で、将来の公共施設等敷地として適している、さらに農業の継続が可能な条件を備えている土地を、生産緑地地区として指定しています。

## 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という三つのレベルで多様性があるとされています。

## ゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストとは、「ごみをゼロにする」ことを目標に、できるだけ廃棄物を減らそうとする活動のことをいいます。

## ゼロカーボンシティ

脱炭素社会の構築に向けて、2050年までに二酸化炭素または温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする自治体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。厚木市は2021年2月ゼロカーボンシティを表明しました。

## 卒FIT

再生可能エネルギーで発電された電力の固定価格買取制度（FIT）の期間が終了した電源をいいます。

## ソーラーシェアリング

農地に太陽光発電設備を設置し、営農を続けるとともに、発電することをいいます。

## た(夕)行

## 脱炭素社会

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、二酸化炭素の回収や、森林による二酸化炭素吸収との差し引きで実質的に温室効果ガスの排出がゼロとなる状態を脱炭素社会といいます。

なお、2020年10月に菅総理大臣の所信表明において「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」ことを表明しました。

## 多面的機能

森林や農地などが、農林産物の供給といった機能のほか、環境保全や国土保全などの様々な機能を有していることをいいます。生物多様性保全、地球環境保全（地球温暖化の緩和等）、土砂災害防止機能／土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能（気候緩和や大気浄化等）、保健・レクリエーション機能、文化機能、木材等生産機能といった機能があるとされています。

## 地域循環共生圏

「第五次環境基本計画（環境省）」の中で地域の活力を最大限に発揮する考え方として提唱されました。各地域が地域資源や特性を生かし、近隣地域と支え合いながら自立した地域を作っていくことで、環境・経済・社会の課題を解決していき「持続可能な社会」を実現するという考え方です。

## 地球温暖化対策推進法

地球温暖化防止京都議定書（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。正式名称は、地球温暖化対策の推進に関する法律です。

## 鳥獣被害

人間の生活に対して生命的、経済的に害を及ぼす有害鳥獣による被害のことです。野生の獣が農林水産業などに被害を与え、捕獲以外の防除対策を実施しても被害を効果的に防止できないと思われる場合は、計画的な捕獲・駆除が行われます。

## 低炭素社会

脱化石燃料化を進め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を低く抑える社会のことです。

## 適応策

気候変動の影響による抑制を目的とした対策の考え方です。対策は「緩和」と「適応」の2つに分類されます。「適応策」とは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対する防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを指します。渇水対策や農作物の新種の開発、熱中症の早期警告、インフラ整備などが例として挙げられます。

## テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、俗称として「パークレン」とも呼ばれます。無色透明の液体でエーテル様の臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶です。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使用されるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっています。

## 道路里親制度

住民と行政が協力して、美しく潤いのある道路環境を創出するため、市道の清掃や美化等の活動を行う市民等を道路の里親として認定し、行政が用具の貸出しや草花の苗を支給し、ボランティア団体が、清掃や植栽を行う制度をいいます。

## 特定外来種（生物）

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって規定された生物のことをいいます。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含まれます。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められています。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられます。

## トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、俗称としてトリクレンと呼ばれることもあります。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶です。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどととも地下水汚染の原因物質となっています。

## な(ナ)行

### 農地の流動化

農地の有効利用を図り、荒廃農地の発生を防止するための手段として、農用地の利用権の設定や移転又は所有権の移転を行うことです。厚木市では、この制度の普及のため、農用地利用集積計画で利用権を設定した貸人と借人に対して奨励金を交付しています。

## は(ハ)行

### バイオマス

Bio(生き物)とMass(集まり、量)を組み合わせた言葉で、地球環境に優しい、再生可能なエネルギー源として近年注目されています。間伐材や製材の木屑、せん定された枝葉や建設廃材、畜産で生ずる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物などが対象となります。直接燃焼して熱や電力を取り出す方法と、発酵させてメタンガスを取り出して燃料として使用する方法(バイオガス)とがあります。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去する(フリー)という意味で、もともとは建築用語として使用されていました。現在では、障がいのある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている①物理的、②社会的、③制度的、④心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

### パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定のこと。2015年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択されました。全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みで、世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えることを目標としています。

### ピオトープ

Bio(生き物)とTop(場所)の合成語で「それぞれの地域の、野生の生き物の生息空間」を意味し、植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生息場所のことです。

### フードバンク

安全に食べられるのに、さまざまな理由により廃棄される食品を集め(寄贈してもらい)、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動をいいます。

## フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭に眠っている不用品などを持ち寄って販売する市場のこと。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動。リサイクルマーケットともいいます。

## プラスチックスマート

プラスチックスマート(Plastics Smart)は、環境省が推進する“プラスチックとの賢い付き合い方”を進め、広める活動・取組です。「ポイ捨て撲滅」を徹底した上で、「代替素材の開発・活用」、「不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底」などのプラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進し、国内外に発信していくことを目的としています。

## 壁面緑化

建築物、塀、擁壁などをつくる性植物や地被植物などで緑化することをいいます。植物の蒸散機能によるヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化、建築物の保護、省エネルギー、景観の向上などの効果があります。

## ま(マ)行

### マイクロプラスチック

直径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用を受けて細分化したものと、洗剤や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する繊維状のマイクロファイバー等があります。海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

### 水循環

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

### 緑のカーテン

緑のカーテンとは、夏の暑いときに、日当たりの良い窓の前をゴーヤーやアサガオなどのつる性植物でカーテンのように覆うことをいいます。室内や建物への日差しを遮ることにより、冷房の使いすぎや建物の蓄熱を抑えることができ、葉から出る水蒸気(蒸散作用)でまわりの温度を下げ、涼しい風を室内に呼び込むことができます。

### モニタリング

大気や水質などの環境要素に影響を及ぼしていないかどうか、定期的な調査により監視することです。

## や(ヤ)行

### 谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

### 遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことです。

## ら(ラ)行

### ライフスタイル

生活様式、生活の営み方、人生観や価値観・習慣などを含めた個人の生き方などをいいます。

**リサイクル(再生利用)** (3Rを参照)

### リスク(環境リスク)

リスクとは、一般的には、ある行動や選択を行った場合に発生する可能性のある危険を意味する概念です。環境リスクは、主に化学物質について使われ、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。

**リデュース(廃棄物を減らすこと)** (3Rを参照)

**リユース(再使用)** (3Rを参照)

### レッドデータブック

レッドデータブック(Red Data Book)とは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(レッドリスト)の解説として、掲載種の生息状況等を取りまとめ編さんした書籍です。レッドリスト及びレッドデータブックは、専門家による科学的・客観的評価により作成された基礎的資料であり、環境省や地方自治体などで作成されています。捕獲規制等の直接的な法的効果を伴うものではありませんが、社会への警鐘として広く社会に情報を提供することにより、様々な場面で多様な活用が図られるものです。

## 厚木市環境基本計画 (第5次)

環境に優しく、自然と共生するまち

発行：令和3年3月

編集：厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

TEL：046-225-2749

FAX：046-223-1668

E-mail：3100@city.atsugi.kanagawa.jp





**R70**

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。